

特220

71

平民病院長
加治時次郎著

性慾と道德

並に性病の撲滅新論



生活社發行

0m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10m 11 12 13 14 15

始



目次

第一章 道德の根本……………	一
人間の社會性……………	一
人間の二大本能……………	一
本能の抑制、即ち道德……………	一
道德の出發點……………	二
個人の本心……………	三
社會的本心……………	三
喰人主義と戰爭主義……………	四
社會救濟の任務……………	六
第二章 行狀規定と本能の抑制……………	七



行狀規定……………七

本能絶對抑制の不可能……………七

性慾と道徳……………七

第三章 性慾の生物的原理……………八

生殖作用……………八

下等動物の生殖……………九

高等動物の生殖……………九

下等有脊推動物の生殖……………九

爬虫類及び鳥類の生殖……………一〇

哺乳動物の生殖……………一〇

幼稚動物の性的状態……………一一

幼稚動物の生殖慾……………一〇

人間の生殖慾……………三

第四章 早熟性慾の危険……………三

男性青年時代の危険……………三

早熟性慾の危険なる理由……………四

内分泌とは何か……………四

發育障害と不良産出……………六

自然的性行爲と其年齢……………七

青少年者を指導する方法……………八

第五章 性慾抑制の程度と結果……………八

性慾の抑制がどの程度まで行はれ得るか……………八

男女兩性の性慾倫理上の比較……………一〇

性慾制度が動物の健康に及す状態……………一一

性慾と食慾との關係……………三二

第六章 男女關係の歴史的考察……………三三

 男性放縱癖の根原……………三三

 女性の奴隸的屈服……………三四

 男性の遺傳的橫暴性……………三五

第七章 性病傳染豫防の必要と困難……………三六

 日本人の個人主義……………三七

 傳染豫防の有名無實……………三九

 醫士も政治家も醜業婦を保護す……………三〇

 個人的の無欲と不注意……………三一

 日本は梅毒國……………三二

 醫師の營業化……………三三

第八章

山師醫者と賣娼制度……………三四

 山師醫者の裡面と詐偽手段……………三四

 警察と新聞の態度……………三五

 國家に盡す所以……………三七

 賣娼制度の問題……………三七

 野合私通の問題……………三八

 道德宗教の極意……………三九

 世俗道德に拘泥するな……………四〇

第九章 個人的豫防法……………四一

 賣娼婦と素人……………四一

 淋毒と下疳……………四二

 接吻その他……………四三

混浴場の危険……………四四

第十章 浴場と理髪所の改良……………四四

浴場の改良……………四五

蒸汽浴場の設備……………四七

消毒が主要目的……………四八

理髪所の改良……………四八

女の髪のお古風に復活せる害……………四九

第十一章 賣淫制度大改良の必要……………四九

賣淫制度廢止の不可能……………五一

公娼と私娼との關係……………五一

私娼は病毒傳播を數倍す……………五二

私娼の人權蹂躪……………五三

職業婦人と妾……………五四

第十二章 合理的性行法の提唱……………五五

大膽なる徹底的方策……………五五

公設身體検査所……………五七

公設性行所……………五八

秘密性行の嚴禁……………六一

第十三章 餘論二三……………六一

蓄妾法……………六二

女中、女給、藝妓、酌婦等の取締……………六三

青年男女の早婚奨勵……………六三

女子の性慾を公認せよ……………六四

性病の總論

性病の各論……………七〇

淋病……………七〇

軟性下疳……………九六

混合下疳……………九六

硬性下疳即ち梅毒……………一〇一

性慾と道德

|| 並に性病の撲滅新論 ||

加治時次郎述

第一章 道德の根本

人間の社會性 人間は孤立の存在でなく、社會的存在である。故に一人の言語動作は常に他の同胞に傳へられて、それが他人の爲に善となり、惡となり、有益となり、有害となり、いづれにしても總て社會に影響を及ぼして居る。

人間の二大本能 人間には自然に二種の特有感情があつて、それが總ての人の

共通性になつて居る。その二個の感情の一を利己主義といひ、他を愛他主義といふ。

前者は各個人が自然に受け得た所の本能から起るもので、それに又二つの働きがある。その一を營養本能、一名食欲と云ひ、他を生殖本能、一名性慾と云ふ。

本能の抑制、即ち道德 右の二大本能、即ち食欲と性慾とを、個人的および社會的に抑制する方法手段が、即ち倫理であり道德である。それを別言すれば、前記二種の特有感情、即ち利己主義と愛他主義とを調節するのである。そして古今各時代の有らゆる社會に於いて、必ずこの二主義を調節する道德機關が作られてゐる。

道德の出發點 斯くの如く有ゆる時代と有ゆる國民とにそれ／＼の道德が生じて居つた。然しそれは一體どうして生じたのか。利己主義と對立する愛他主義といふ感情はそも／＼何處から生れて來たのか。そして其の二主義の調節がどうして行はれる事になつたのか。人間の本性には種々なる弱點があり、慘忍性があつて、愛他心と相容れないに見える場合も甚だ多い。然るにどうして其の間から道德心といふものが顯はれて來たのであるか。又幾千萬年の歴史の中、制度も法律も種々に

變化したことは勿論であり、今も尙ほ絶えず變化しつゝあるが、道德もそれと同じく、各時代各國民の間に於いて大いなる差異がある。然らば其の道德の根本は果して何であるか。斯様に考へた末、我々は道德の出發點として次の二つの者を發見する。道德には種々様々の變化があり差異があるが、この二つの出發點だけは永久不變であつて、いづれの國、いづれの時代、いづれの人間にも共通である。

個人的本心 道德の出發點の第一は、個人道德の根原としての個人的本心である。何處の國、いつの時代を問はず、人は先づ自己の本心の命する所に従つて行動しようとする。即ち自己の本心に承知の出來るものを善とし、自己の本心に背きて承知の出來ぬものを惡とする。ここに善惡の標準が立てられ、その標準に従つて行動する。それが即ち個人道德の根原である。

社會的本心 自己の個人的本心を能ふ限り最小限度に抑制して、隣人のそれを出來るだけ多く認めようとする。即ち人間の共同生活、社會生活を可能ならしむる

爲めの、正しき道を要求する。それが即ち社會的本心である。故に社會的本心は人類社會を結成せしむる所の動力であつて、何れの所、何れの時代でも、人類の行爲の價值がそこに現はれてゐるのである。即ち社會の各員が皆銘々に他人の善美を願ひそれが集合して全社會の幸福を現出する事となり、そこに初めて社會道德が成立するのである。故に苟くも自己を反省せんと欲する者は、常に必ず此の社會的本心に聽従すべきである。

喰人主義と戰爭主義

然るに人類の歴史が進行する中、喰人主義と云ふが如き恐るべき現象もあり、又奴隷賣買と云ふが如き不合理の制度も發生し、文明人たるものが公然それを承認して憚らない有様であつた。そして國際關係上には、大殺人的戰爭の慘虐が公行せられ、それを制限し調節すべき國際裁判の制度すらも起つて居なかつた。のみならず、先頃の歐洲大戰爭に至るまで、國際戰爭は常に愛國心の美名の下に益々獎勵されて居つた。然しあの悲惨な大戰爭を経験し盡した今日に到

ては、戰爭は最早や愈々絶滅さる可きものと期待されて居つたのに、意外にも、大金を持つた宗教國たる米國は、ウイルソン氏の國際大平和主義をも否認し、自から軍備の縮小を提唱して之を他國に強いて居ながら、自國では却つて又候追々と軍備の擴張を企て居り、それに依つて常に他の弱國を威嚇して居る。斯くて人間の社會性、道徳性、即ち社會的本心は殆んど全く亡失したかの觀がある。

併し眞に文化を味ふ學者等からは、此の軍備主義はもろん冷笑されて居るのみならず、現にノルウェー國の如きは軍備の撤廢を行つて、國費を減少し、歐洲中の小國でありながら實際には富裕なる國家を作るであらうと、識者から大賞讃を受けて居る。そこで斯くの如く、倫理的にも科學的にも、精神的にも物質的にも、人類の幸福を促す所の事實に鑑みて、近時國際聯盟が起りたる以上、米國が如何に軍備主義を固守しても、此の國際聯盟が一致して軍備を撤廢したなら、米國獨り除外される道理がなからうと想像されるのである。若し米國が之を否定することがあつて

も、全世界の各國が申し合せて經濟的に總ボイコットをやる事になつたら、さすがの米國も滅亡するところはないとは云へぬのである。既に南方の支那が今回英國に對して取つた態度を見ても、今後世界の趨勢は、戦争なしに同盟的ボイコットで解決が出来るに違ひないを考へられる。

社會救済の任務　斯く太古の喰人主義の繼續たる戦争主義、即ち非倫理主義から片づけて掛らなければ、國內に起る他の有ゆる非倫理的の問題はどうにも手の着け様がない。それらの問題は總て經濟上の理由からして餘儀なく鬭争の結果を産むものであるから、如何なる政治家、如何なる手腕家が出て、容易に之を防禦する事は出来ない。併し吾等は此の苦患の世界に在つて、有らゆる努力を以て此の過渡期に對する社會救済の任務を果すことを怠てはならぬ。そしてそれには必ず左の如き行狀規定が必要になる。

第二章　行狀規定と本能の抑制

行狀規定　上記の原則から導かれたる行狀規定は、時代と國處とに依り種々の差異を呈してゐるが、其の程度の高きものは高級文化國民と呼ばれ、其の程度の低きものは未開國民と呼ばれて居る。然し今日、我々が行狀規定として其の價值を認むるものは、云ふまでもなく高級文化國民のそれであつて、人類の歴史上、長年月の經驗に依つて築きあげられた所の道德的努力の成果である。

本能絶對抑制の不可能　然るに此の行狀規定は前に記した人間の二大本能を抑制するが爲に必要なものであるけれども、本能其者は絶對に之を壓抑し盡すことは不可能であるのだから。或程度迄はそれを満足させぬと社會を危險に導くこととなり、従つて又人間を不健全にする事となる。

性慾と道德　所で、この抑制し難き本能、即ち生物の根本的生理作用の中、常

に最も多く道德問題を引起すものは性慾である。そこで行狀規定の根本は、直ちに『性慾と道德』の問題となる。以下、先づ性慾の生物的原理を述べる。

第三章 性慾の生物的原理

生殖作用 總ての生活物には除外なく、動物にでも植物にでも、自己を蕃殖させやうとする自然の約束があつて生存してゐる。此の蕃殖の根原は即ち生物の營養であつて、生物が發育するのは即ち營養の繼續である。

生物の個體は常に營養に依て發育せしめられ、終にそれが充分の成長に達し、それ以上もはや營養の繼續が不可能にならうとする時、自體の一部分に生殖機關を發達せしめ、その機關から分離する種子に依つて、更に新なる個體を作りだし、それで又新なる營養を攝取し、斯くて種族の蕃殖を持續せしむるのである。これを生物の生殖作用と云ふ。

下等動物の生殖 然るに最下等動物に在つては、この生殖作用が最も單純に行はれる。即ち自己の身體が直ちに二つの部分に分かれたれ、其の各半分が新らしき個體として生活を始める。従つてそこにはまだ生殖機關もなく、兩性の區別もない。之を分裂生殖と云ふ。

高等動物の生殖 次に稍や高等の動物になると、身體の一部に特別な生殖機關を生じ、その生殖機關から雌雄兩性の種子を分離せしめ、その二種の種子を結合せしむる事に依つて、初めて新らしき個體を作りいだす事になる。即ち通例男性の種子が女性の種子の中に入つて、そこから新個體が發育するのである。

下等有脊椎動物の生殖 かの水陸兩棲動物なる龜や蟹や蛙や、及び魚類に在つては、女性の體外に於て兩種子の結合が行はれる。故に彼等の女性は體内に受胎するのでなく、只だ自體から女性の種子（即ち卵）を分離せしめる。そこで男性は女性を見出し、女性を促がして産卵せしめ、其の排出された卵に對して男性種子（即

ち精子)を結合せしめる。即ち体外受精である。

爬虫類及び鳥類の生殖 次に蛇、イモリ、コロコダイルなどの爬虫類、及び鳥

類に在ては、右の経過が一轉して母体内に於る受胎となる。即ち体内受精となる。彼等の男性は特殊の生殖機關を具へて居て、それに依つて女性の体内に精子を送りこみ、そしてそれを女性の生殖機關内にある卵子と結合せしめる。即ち其の卵子に受精する。受精された卵子は外殻を有する卵となつて体外に排出される。排出された卵は、その外殻に依つて外物の障害を防ぎ、内部に保有されてゐる營養分に依つて、及び母體若くは日光に温められる事に依つて自然に發育し、遂に殻を破つて外界に出で初めて獨立の新個體となる。

哺乳動物の生殖

それから哺乳動物になると、更に其の受胎の状態が進歩して居る。即ち彼等は其の種子を母体内で結合せしめるのみならず、更に其の卵を母体内で成育せしめるのである。即ち彼等の男性種子(精子)が母体内に送りこまれる

と、それが直ちに女性種子(卵子)と結合し、そのまゝ母體から營養を受けつゝ、永く胎内に止まり、そこで十分に形を作り出すまで發育した後、體外に排出される。即ちそれが分娩であり出産である。そしてその後は母乳に依て成育せしめらるゝのである。人間は固より此の哺乳動物の一種である。

幼稚動物の性状態

幼稚動物は(人間の小兒も同じであるが)性の區別と其の徴候がまだ十分に顯はれて居らぬ。種類に依つては、産出後暫くの間、性の區別のつかぬ事すらある。それから稍や性的徴候が發達した後と雖も、永い間、全く性的意識のない幼稚時代が続くものである。

動物の生殖慾

然し幼稚動物の身體が發育を遂げると同時に、其の生殖機關も亦完全に發育して、直に生殖慾を自己に感ずる様になる。そして女性は此の完成期に於て、男性を挑發し接觸を促す事もあれば、又男性の要求に反對して接觸を避けたりする事もある。一方、男性に在つては又、生殖慾が女性より強烈であつて、之

を抑制する力が極めて薄い。それと同時に男性は其の精神的性質に於ても女性と區別を生じ、男性は強者となり、女性は妊娠するが故に軟弱となる。

人間の生殖慾 人間の生殖慾も亦右に同じく、男性に於て殊に強烈であつて之を抑制する事が甚だしく困難である。又精神作用に於て男性と女性との差異を生ずる事も右と同様である。即ち人間に在つては、女性は多く妊娠するが故に内氣となり、耻かしがる事多く、常に男子の指導を受くるのである。かくの如き男女兩性の特有せる素質が倫理問題の根原を作つて居る。

第四章 早熟性慾の危険

男性青年時代の危険 人間は幼稚動物と異なり、青年時代に於ける生殖慾が最も大なる危険を起すものである。前に述べた通り幼稚時代の動物には絶対に性的要求の理解がないのである。彼等に在つては、發育の完成した後、初めて其の要求が

起るのであつて、決して不自然なる性慾の起り様がない。従て危険もない。之は他の本能の食慾に於ても同じ事である。動物に在つては、其の生活が總て自然の生理作用に従ふのであるから、食慾も空腹の時にのみ起つて來るので、人間の如く不自然な飲食の爲に危害を蒙る事がないのである。彼等には生殖作用を説明す可き秩序的の言辭も方法も無いのであるから、自然に健全なる發育が成熟する迄は、其の作用についても、其の方法についても、全く知る所が無いのである。そして自然が彼を適當な時機に達せしむるや否や、直ちに性慾要求の準備を整へるので、その時直ちに本能作用が起つて異性を求む可く働く事になる。

然るに人間は全く彼等と異り、生殖作用を説明する言語もあり、又年長者の動作を見て性慾を覺る可き意識もあるのだから、それが却つて危害の源となり、價値なき目的に向つて猛進する傾向を生ずるのである。従つてそれに原因する不快事が非常に多いのである。斯くて全く幼年者が、最初から不潔なる行爲と知らず、又性的

行爲の重荷を知らざる間に、自分の周囲に見聞する生殖事項に依つて早熟せしめられ、早く性交の事實を感知させられて、遂に不自然なる性慾の充足を行ふに至りそれが爲め生理的と倫理的とに大なる障害を起し、救ふ可らざる危険に陥るものである。

早熟性慾の危険なる理由 早熟的性慾に在つては、まだ生殖機關に血液を充實させる準備のない爲に、精液の粗製濫造となり、生殖機關の刺戟が不清淨なる現象を生じ、そして無理に其の作用を強むる事がある。そこから機能の破壊まではほんの一步である。此の機能の破壊は、全身體及び其の生殖器の完全に成熟せざる前から行はれて居るので、其の未熟の機能は遂に不快極る障害となるのである。

更に生殖作用に於る大切なる説明として、近時新たに唱道されてゐる所の一つの生理論がある。即ち内分泌の説である。それを左に略説することにする。

内分泌とは何にか 吾人の身體にはそれぞれ特定の作用を爲す所の腺を備へて

居る。例へば唾液腺が唾を出し、肝臓が消化作用を助くる膽汁を出し、腎臓が尿を排泄するなどの事は、それぞれ必要な機關及び作用として、従前から知られて居つた事實である。然るに今新に知られた學説に依れば、右の如き排泄作用の外、或る腺に於る場合の如きは、其の排泄されたものが血管の媒介に依て更に他の方面に分配され、そこに有益な働きを爲して居ると云ふのである。ツマリ此の腺の分泌が二種の作用を爲す事になる。一は頽敗したるものを排泄して身體を清め、一は排泄されたものが更に他の機關に分配されて有効となる譯である。例へばかの消化液の如きは、初め分泌して消化機關を助けて居たものが、再び血管を通じて元に歸流し更に消化機關の分泌を促進する手傳を爲し、つまり分泌作用を回復させる大切な効能を與へて居る。かの内分泌を助ける爲に存して居る所の、甲状腺とか脾臓とかの如きものも、其の分泌液の歸流に依て再び其の分泌機能を促進するのである。然かも此の内分泌は又全身の營養の化學的作用の上に著るしき關係を持つて居る。かの

成育の爲に必要な産物を作らぬ睪丸の如きも、全身の營養良候に依て内分泌を促進する。そして之に依て有機體の營養が補給される。殊にそれが神経系統たる腦及び脊椎の營養に供せられて居る。

發育障害と不良産出 然るに大切なる内的産物となつて働かねばならぬ機關が餘り過勞に陥りながら、猶妄りに其の産出を急激に促進する場合に、若しそれが完全に發育して居らぬ幼稚體であつたら、元來未熟の者には産出の力が薄いのに、それにも係はらず外的産物を矢繼ぎ早に、全有機體の營養を奪ひ去つてまでも其の分泌を急がせるのであるから、其の結果は必ず其の幼稚體の發育を害する事になるに極つて居る。

斯くの如く、機關の機能的成熟が根本的に不良であるのに、任意的に異常な刺激を強ゆる時は、其の誤用と其の早期の使用との爲、其の機關自身を衰弱に導き、其の弱り果てたる睪丸はいよ／＼衰弱を極め、其の結果は不良なる産出となり、子孫

の體質の不良を來すことは、論を俟たぬ所である。

故に生殖器自身と其の全身との全く成熟に達せざる前に生殖作用を行ふ事は、身體全部の不幸なる原因となるのみならず、生殖機關も亦遂に不能力となるのである。

故に最も大切なるは、幼稚時に生殖衛生法の説明的教訓を與ふる事である。殊に不眞面目なる性行と早期の性行が如何に腐敗せる同胞に依て宣傳せられ、多くの少年を障害に導き居るかを、澤山の事實の例證を擧げて教へねばならぬ。

不自然なる性行は右に述ぶる通り女性を犠牲とする事に於ても有害であるが、更に危険は手淫の場合に於て最も甚しきものがある。

自然的性行と其年齢 完全に生殖器の成熟する年齢は、寒帯と熱帯と温帯とに依つて多少の相違がある。歐米に於ける報告に依ると、廿歳乃至廿二歳迄が適當とされ、印度の如き熱帯地方では滿五六歳から母たる事が許され、温帯の日本、支那では滿十六歳乃至滿十八歳にして大概生殖の完全なる發達を遂げる時期となつて居

る。但し身體の虛弱なるものは各國共に除外されて居る。

青年者を指導する方法 青少年者を正道に導くには、家庭の眞面目なる教育を以て肝要とすること勿論であるが、日本の如き性行の正しからざる、複雑せる家庭の子等を、眞面目に導き得るや頗る疑はしきものがあるから、一般の健康診断を醫師に托して、後に掲載する如き方法に依て青少年者の健康を維持するの外はないのである。

第五章 性慾抑制の程度と結果

性慾の抑制がどの程度まで行はれ得るか 他の動物が成熟期に於て適當なる相手を探す事は人間と同様であるが、彼等には智識がないから常に放縱に暴力を以て性行を果すのが常である。然るに人間は理解と情緒とを備へて居るが故に、止むを得ず靜に之を取扱ふて居るが、その根本の猛烈性に於ては動物と異なる所なく、殊

に他動物の如く發情時期の制限がないだけ、それだけ日常生活に種々多大の困難を伴つて居る。自然主義者は常に云ふ。「自然は我々に満足を享受すべき性情を與へてゐるのだから、我々は飽くまで自己の満足を自由に遂げねばならぬ」と。併し各人が無秩序に此の筆法で満足を遂げる時には、殆んど猛獸に等しき慘虐なる人事を産み出すことは明白である。

然るに又一方を見ると、古來からの道德や習慣の力にも依るのであらうが、多くの人が表面上、甚だ謹慎の態度を装つて、少しも野獸的性行爲を見せず、極めて健全なる生活振を示して居るが、却つて不思議な様にも考へられる。實際上、吾等の専門の上に現はれる事實から考へて見ても、總ての男性の中、自然的な、そして眞面目な性行爲を維持して居る者の、殆んど無いのに驚かされて居るのである。

然しながら何人と雖も、社會の秩序を保つ爲めに、秩序ある性行爲を希望せぬものはないので、男子は常に良妻を探し、女子も亦良夫を求めて居るのであるが、經

濟組織の複雑な現社會に於て、精密に適合せる結婚的性行爲の筋道に達する事は殆んど不可能となるのみならず、又一般的に本能生活の上に健康を守らしめ、倫理を誤まらしめぬ様にする事が極めて困難となる。故に此の人生に於て、食物の分配が常に難問題となると同時に、性慾の分配が亦た常に倫理道德と調和し難く、爲に重大なる難問題となる事は勿論である。

男女兩性の性慾倫理上の比較 近來科學の進歩するに従て、女子の間に自由も主義者が相當殖へて來たので、結婚前に性行爲の正しからざるものも随分あるにはあるけれ共、男子に比べて見たら、千分の一にも足りないであらう。男子に在ては初婚まで性行爲を慎み居る者は殆んどないと云ふて良い。若しそれがありとすれば皆不自然なる單性的の性慾遂行を爲した所の、神經衰弱者位に止まるのであらう。但し、女子の間にも、昔から不品行のあつた場合、それが良家の婦人であるから尼寺に入れて佛弟子と爲し、それに依つて性慾を絶たしめたといふ習慣がある。所

が、其佛子ですら密かに男子に接して居る者もあると見え、尼の子を産んだり墮胎したりする者も澤山ある。此處に驚く可き一例を舉ぐれば、かの明治維新の時、京都嵯峨野の尼寺の椽の下から小兒の骸骨が無數に顯はれたといふ事を、宮内大臣であつた亡土方伯から聽かされたことがある。當時、男の僧侶も妻帯を許されなかつたので、性行爲禁止の男女達の間止むなく情交の秘密が存してゐたからとて、少しも不思議のない事である。

總て古今を通じて、一般に女子は直に子を孕むので餘儀なく性行爲を慎み、將來の身の納り方を思ふて性慾の放縱に陥らざる機會を維持して居る。男子は之に反し妊娠の點に於て無責任であるから、有ゆる破倫を敢てして憚らざることは、今更絮説する必要はない。

性慾抑制が動物の健康に及ぼす状態 自然性の動物に於て、其の交尾を絶対に禁じて置くと、いつか脊椎病となり、終に斃れるのが常である。尤もそれを救ふに

は女性には卵巣を除去し、男性には睪丸を除去するといふ方法がある。そうすれば多くの場合健康が維持されるものである。然し人間に在ては、その場合、精神的活動の氣分が減少する事は免れぬものとなつて居る。但し此頃、スタインナツハ氏の説と、其の實驗とを見るに、睪丸を除去せず、輸精管だけを切斷すれば、内分泌を妨げず、只だ子を作り得ぬのみで、精神的作用をも妨げず、性慾の妨害にもならぬといふ事である。

又競馬や闘犬等には、一時交尾を制止せねば充分の競争が出来ないから、餘り性慾の起らぬ様に滋養物を與ふる事にも注意して居る。若し平素の如く動物の欲するが儘に滋養物を與ふる時は、それが爲め性慾を促して逆も猛烈なる競争に堪へない事になる。だから食物と性慾との關係に充分注意するのである。

性慾と食慾との關係　右の如くであるから、性慾の抑制は或る程度までは可能であるけれども、その實行が容易に出来ないのである。そして又、その抑制に耐へ

得る程度も、人々の個人的體質に基くのではあるが、同時に又、周圍の事情と其の生活状態とも關係を持つて居る。人は一般に多量の滋養物を取りたがつたり、又刺戟性の物質を攝取したがるのである。然るに立派な思想家が其の要用を節するのは、總ての慾望を制止せんが爲めである。かの宗教家が禁酒、禁煙、肉食等を實行するのは、生理作用上、大いに意味を有するのである。併し人間が一般の活動に於て能率を高めんとするには、適度の滋養物を取り、興奮性の飲料を禁じ、それに依つて、筋肉及び神経をして精神労働と肉體労働とに有効ならしめねばならぬ。

第六章　男女關係の歴史的考察

男性放縱癖の根原　總て本心を損はぬ事に耐へて居る男子でも、時として本能の動きに堪へかね、弱き良心に疑惑を感せしめ、人目には至て眞面目に見せて居ていつしか誘惑に引きづり込まれ、一旦放縱の癖に陥つた以上、全く節し切れぬこと

がある。

斯様な現象は實に二重の間歇遺傳の作用である。即ちそれは、一つには野蠻時代の遺傳であり、一つには中世紀からの遺傳である。人間は總て皆、遠い過去の歴史上に於る祖先の習慣的行爲を潜在に遺傳して居り、そしてそれが折々間歇的に勃發し來るのである。

女性の奴隸的屈服性

太古の時代に在ては、男性は女性に征服されて居て、恰もかの下等動物に於る女性優勝の如き時代があつた。けれどもいつの間にか、種々なる事情と原因とに依つて、女性が逆に男性に征服された。それから歴史が進行するに従て、甚だしき野蠻性は比較的に減少する事になつたが、尙ほ長い間、男子が絶對君主であつて、女子は男子の意志に服従し、全く奴隸的壓迫を受けて居た。そして彼等は憫れにも重荷を脊に附けられた動物の如く虐待されて居た。

中世紀に在つても、此の男性君主が生活上に於る總ての權利を獨占して、女子に

は何に一つ所有の權利がなく、女子は恰も家に飼ふ家畜の一種に過ぎない位置の者となつた。

男性の遺傳的横暴性

故に男子は現今に於ても、婦女に對して總ての執行者即ち支配者である。國民としての婦人は多くの自由を與へられてゐる様に見えるが、それは只一夜、新婦として夫に會した時のみの權利だけであつて、その他は逆も男子とは比較にならぬ不平等な取扱ひを受けて居る。夫故に、かの位高き者や金持の家族の若き男子は、常にたやすく自己の犠牲になる女性を探すのである。而もそれがたゞに自分と同等の階級者の少女中から撰擇するのみならず、更に國民の有ゆる少女中から手當り次第探し出して、勝手な眞似をして居るのである。

總て此の野蠻的古代から中世を経て、吾等の肉體や血液に遺傳してゐる根本原因が、女といふものを全く人間の法式から除外し、同じ人間の資格中に組み入れず、倫理的には總てが平等であるべきものを、倫理的にも甚だしき等差を作り、恰も富

者が貧者を扱ふが如く、男子は女子を器械扱にして居るのである。

斯くて男子は總て主婦を持ちながら、別に賣婦に接する事は自由勝手にして、寧ろ當然とせられて居る。然るに婦人に唯の一度でも性行爲上の缺點でも見出されたら、忽ち不貞者と目せられ、不品行者と宣告され、再婚を不可能ならしめ、總ての男子に踏みにじられ、排斥せられ、突き飛ばされ、あらゆる侮辱に抵抗することの出来ぬ迄の苦患を與へらるゝのである。

然し日本が女子に普通選舉を採用して、女子の権利の伸張されるのも、そう長い後ではあるまいと思ふが、只だ日本の男女共に衛生智識が足りない爲め、男子が女子を弄ぶ特權を振り廻すのみならず、淫賣婦から受けた病毒を其の妻や家族に平氣で傳染させて少しも耻とせざる如きは、實に驚くの外はない。

第七章 性病傳染豫防の必要と困難

以上に於て人間の（殊に男性の）性慾が到底抑制しきれないものである事、従つて相當にそれを充足させる方法を講ずる事に依つて、初めて性慾處理の宜しきを得る事、即ちそこに初めて道徳と性慾との社會的關係が確立される事を説いたのであるが、更に我々は別の方面からして、性慾充足の方法に關する改善策を考究せねばならぬ。それは即ち性病傳染の豫防についての考慮である。

日本人の個人主義 元來日本人の缺點は、島國魂性が禍となつて何事にも結合とか團結とかの力がなく、國民共同の精神に乏しく、従つて公道とか公共とかいふ社會的觀念が微弱にして、常に海外人に嘲笑せられ馬鹿にせられてゐる。而もその海外人が日本に来ると、直ぐに其の惡風を真似て氣儘をする者が出来る。惡風の感化力は實に恐るべきものである。例へば電車内に於ける揭示に、人權を重んじて「煙草を遠慮して下さい」と大きく記してある前で、少しも其の揭示に顧慮を拂はず、平氣で喫煙する連中がある。偶ま之に注意する者があれば、亂暴にも喰つて掛り、

『此處は喫煙を禁じては居らぬ、遠慮など出来るものか、己の自由を妨げると承知せぬぞ』など、無法な事を云ふ。すると他の喫煙家連中が又それに聲援して、折角注意をした親切な人に對戰の態度を取るのである。而もそれが随分紳士仲間が多いとは情けない次第である。

又同じく汽車の中などで、食物の入物とか果物の皮とかで勝手に室内を汚し、その上、滅多やたらに荷物を取り廣げたりして人の迷惑を考へず、老幼に場席を譲るなど、いふ公德心は勿論なく、自分の都合の爲には他人の事など何とも思はぬ有様にて、如何にも野蠻千萬であるのだから、海外人から侮辱せられるのは當然と云ふ可きである。これらは政府も今少し公共上嚴肅に取締りをして、公衆の爲に此の弊風を除く事に注意したら善さそうなるものである。尤も、煙草は官營といふ處から、政府の收入を計る爲に之を奨励する氣味合もあるらしく、態と御都合主義で公衆の迷惑も風俗の壞亂も構はないのかも知れない。斯様にして國民墮落の風習は日に日

に增長して行くのである。

此頃新聞紙上で宮内官からの報告を見るに、今度の御大喪には國民一同、盛んなる尊王の氣風を顯はしたと云つて、大いに國風の發揚を自慢してゐるが、その間に在つて、天下の代議士たる者が、席順を争ふて行列を妨げたる不敬の所行を妨げたる不敬の所行を敢てしたとは、實に呆れて物が言はれない。總てが此調子であるから従來の代議士の中に、資本家團體の爲には力瘤を入れる者はあるけれ共、國民の爲めとか天皇の爲めとかに一身を投げうつて、眞に愛國の念を發揮するものゝない事は知れ切つて居る。其の證據には、自分の爲とあれば議員歳費の増加には忽ち賛同して、少しも國民の負擔など顧みないではないか。

傳染豫防法の有名無實　　こんなわけであるから、日本に一番多い性病や梅毒の豫防などについて、如何に吾々専門家が聲を喧らし筆を秃して叫んで見ても、彼等が全く馬耳東風であることも寧ろ當然として諦めるの外はない。のみならず、教育

も宗教も司法権も表面だけは兎にかく手を觸れて居るけれども、いざとなれば政府即ち資本家側の勝手に應用されて、多數の人民は只だ玩弄されるに極まつて居る。

吾々の見る處では、結核豫防會議の如き、其の療養所の如き、殆んど有名無實のものであつて、家庭に於ける結核患者の調査も出來て居らず、豫防實施等の施設もなく、只その蔓延に放任して居る形である。そして之を扱ふ所の、大家と稱せらるゝ肺病療養所長の私設病院を見るに、その設備が決して完全なるものでないのに驚かされる位のものである。だから其の豫防消毒などが資本家の家庭などに於て實施されて居らぬ事は勿論であり、又肺病院の死亡者の衣服器具などを附添人等が頂戴して、消毒も施さず夫を賣りて世間に廣く肺病種を蒔き散らすと云ふ状態にある。こんな事で豫防會議もあつたものではない。

醫士も政治家も醜業を保護す　そこで次には本論たる梅毒の豫防會議の方針に於て、前記の資本制度が大いに妨害となつて居る事實を明にして見よう。今はどう

であるか知らぬが、先年迄は梅毒豫防會の費用を徴集する便利として、貸座敷から代表者を出させたり、貸座敷主一般を會員にしたりして、散娼制度と集娼制度の討論をさしたりしてゐた。その頃、小生も其の會議に列して、彼等は人身賣買の商賣人でありながら人權を論ずる席に列らなる權利はないと、大いに其の會長を罵つたことがあつた位である。此の會議には貸座敷の所在地に於る病院の醫士達は盡く加はり居る事は事實であらう。然らば貸座敷と交渉の深きだけ、然も自分が貸座敷から雇はれて口過ぎをして居る以上、豫防實施の事を嚴重に申告する事を遠慮するに傾くのは當然であらねばならぬ。又密淫賣婦を相手にする遊冶郎が天下の政事を論議し執行する上流の地位にあるのだから、その營業者の保護をしたがり、従つてその取締りを怠るのは當然の事である。斯くて此の不潔なる淫賣營業所が天下の政事を動かす樞密院と看做されて居るとは、資本家政治の醜態、眞に厭ふべきではないか。

個人的の無智と不注意 偕又個人として性の衛生に不注意なる例を擧ぐれば殆んど數限りはない。世間でよく云ふ通り、苟くも人間として色氣と瘡毒かさけのない者はないのであるが、甚だしきに至つては、アイツは駄目だ、まだ横痃よこざね一つ出しては居らぬなどと、青年同志が集れば常に道樂を自慢にして、衆人の前で喋々する事を憚らない有様である。更に甚しき迷信的の不道徳行爲と云ふ可きは、自分の性病を他に傳染せしむれば、自分の病を輕快せしむるものとして、性病中に疼痛を抑へ忍んで蠻行を敢てするものすらある。

日本は梅毒國 此の性病が斯くて先から先に傳染し、然かも治療の適當を得ずして死する數は莫大のものであらう。その統計は一醫師の死亡届には他の併發症を本病として届け出づるものも相當に多いのだから、充分吾々に知ることは出来ないけれども、個人個人がそれほど平氣であり、此病に罹ることを少しも苦にせぬ位であり、醫士の命を奉じて治療を繼續するものも甚だ稀であるのだから、其の死亡の

莫大なることに疑ひはない。若し日本人の上下を通じて、血液と尿の検査を盡く行ふたら、必ず此の性病に罹らざるものは殆どないといふ事實を發見するであらう。凡そ結婚せんとする者は、先づ双方とも身體を検査する必要があるとは、小生が十餘年前に叫び出した所であるが、其後性病を恐れる者の検査をして見るに、殆んど有毒でない者は稀である。殊に小兒及び大人共、皮膚病や外傷に罹つて其の治癒の遷延する者がある時、その血液を検査して見ると、遺傳性のあることを檢定し得るものが随分澤山に顯はれて來た。そこで考ふるに、若し總ての人を強制的に検査したら、性病の斷定を免れ得る者は殆んど無いのではなからうか。外國人が日本を『梅毒國』と罵ると聞いても、吾々は實際、返す詞がないのである。

醫師の營業化 此の如き状態で、日本國民は衛生思想の缺乏した人々であるから、此の病の眞に恐る可き事を知る者は皆無である。然かも眞面目に醫師が忠告すれば、從來醫師が藥を無理強いにした裏面を知りぬゐて居るので、折角の誠意から

出た忠告をも信用せぬ者が多い。そして私の病院で注射料が安いのをみると、それではどうも効力が無いだらうなどと、愚にも附かぬ暴言を吐くものすらある。夫であるから、梅毒でも淋毒、軟性下疳でも、皆梅毒と同一と看做し六〇六號の注射を強請するのである。然かも之を拒めば變な疑をして去るものすらある。そして唯六〇六號だけ注射すれば梅毒が根治するものと思ひ、水銀の根治法を勧めても、夫を信する者は只だ僅かの智識者に過ぎないといふ事實もある。かういふ風に、醫師が益々營業化さるゝので、次に掲ぐる如き山師醫者が流行するのである。

第八章 山師醫者と賣娼制度

山師醫者の裡面と詐偽手段 専門家が専門の看板を廣告にするのは至當であるけれども、何種の學術で博士になつた者でも、自分で學びもせず經驗もない科目に對してまで、素人欺しろうとだましの博士號の看板を出して、それを人呼の手段にする連中が近

來めつきり殖へて來た。殊に性病専門の山師醫院の如きは、學士やら博士やら自宅開業の流行せぬ人達を看板にして、内實はそれが日々出張して居るのでもなく、只だ普通の醫者と其の助手とを雇い入れて、そして帝國とか日本とかいふ大きな冠詞を附し、且つ無料診察などといふ體裁のいゝ銘を付け、而も患者を捕へるが最後、いろ／＼な検査料や治療費を絞り取る工夫ばかりをして、患者の懷中を一所に巻き上げようとするのが甚だ多い。そして之等の山師醫者は、常に人口の多い都會で如何がはしい廣告を以て人を釣る事を心得て居るのだから、患者が一遍きりで懲り懲りしてしまつたからとて少しも構はない。跡から跡からと更に廣告を出しては、新しい患者を捕へて行くのである。そして假りに一日五十人の患者があつて、一人頭から三十圓を奪ひ取れば、其の収入は千五百圓になるから、實に結構な商賣であると濟ましたものである。

警察と新聞の態度 然るに此種の惡德醫師（若しくは惡德醫院）に對して警察

の取締が少しも行届かず、餘ほどの犯罪事件でも發生せぬ限り、大目に見られてゐるのは、何かそこに底が有りさうにも思はしめらるゝのである。又社會の木鐸などと稱せられる新聞紙の遣り口を見ても、明かに山師廣告、詐欺廣告と分つて居りながら、廣告料の取れる限りはそれを引受けて世人を迷はせ、それが爲にヒドイ目に遇はされる世人の迷惑と損害に對しては、何の顧慮をも拂はないといふ無責任さである。これは一般資本主義の害悪が世の耳目となるべき新聞社にまで及んで來て、新聞の營利化といふ現象を呈したのであつて、實に嘆はしき次第である。

又之と同時に、眞面目に社會の救済に志す人々の報告なり意見なりは、直接に新聞社の利益にならぬ所からして、滅多に新聞記事とならず、その大いに有益なるに係はらず、多くは没埋せられて行くといふ實狀を呈してゐるのは、實に惜みても亦た餘りある次第である。

斯くの如く、資本制度の下にある新聞營業者の惡手段が、常に倫理や宗教の平等

主義を湮滅せしめ、従つて無産者の正直に働くものを失望せしめ、遂に彼等を驅つて資本家に反抗する過激派に悪化せしむることは、識者の疾くから痛嘆し憂慮する所であるが、近眼なる彼等當事者は猶少しも反省する所を知らないらしく見える。

國家に盡す所以 故に吾等は、新聞紙の腐敗も、山師醫者の發生も、衛生なり豫防なりの不完全も、總て資本制度の改廢に依てのみ救済さるべきものたることを確信してゐるのであるが、然し現在の過渡期に在つては、吾々専門家の立場上、出來得る限り現状の下に於て衛生上及び豫防上の改革に努力する事が、國家に盡す所以であると思ふ。従つて吾等は、心弱き病者を誑かす所の山師醫師を假借なく征伐する事が、此際に於ける最大急要事の一だと斷言するのである。

賣娼制度の問題 數十年來、日本に於ける公娼制度は人身賣買の奴隸制度なりとして、其の矯正に力を致したのは主としてクリスト教位であり、或は矯風會、或は救世軍など、頗る猛烈の運動を進め、昨年に至つていよいよ貸座敷營業に期限を附

し、娼妓の取扱も其の慘酷さを緩和するに至つた。これは實に彼等宗教家の功績であつて、吾等の感謝せざるを得ぬ所である。然し公娼の廢止された後に起る可き問題は、今日でも梅毒の蔓延と、青年の不品行とは目も當てられぬ程に助長してゐる所の、そして政治家及び經世家を手こずらせきつゝある所の、密淫賣婦の大問題である。故に公娼廢止は人權上、至極結構の事であるが、病毒傳播防止の見地からする時には、寧ろそれが爲め私娼の増加といふ一層の難問題を提出された事になるのである。

野合私通の問題 又公娼制度の廢止は一面に於て野合私通の問題を増大することは争ふべからざる事實である。一例を挙げれば、現に公娼制度を廢せんとする運動者の男子中にも、神の命令に背いて結婚前に受けたる性病を新婦に隠くして、遂にそれを傳染せしめたり、又は結婚の正道に依らずして信仰の婦人達に性交の關係を附けたりするものも中々多いのである。彼等と雖も動物性の本能を有して居る以

上、これは少しも不思議な事でない。故に公娼を廢止すれば私娼が跋扈し、私娼が不自由なれば野合私通が増加するのは當然であつて、人間の動物的本能は決して抑制し盡す事は出来ないのである。

道德宗教の極意 そこで社會の改革に志す者は、この抑制し得ざる本能を如何に善導するかを以て第一の考慮とせねばならぬ事になる。そこが吾等と世俗の宗教家道德家と異なる所である。吾等も宗教を尊び道德を旨とするに於て決して人後に落ちるものではないが、然し吾等はそれ以外、一個の科學者である。吾等は宗教道德と科學との結合を以て目的とする者である。科學の教へる所に従へば、本能は抑止すべからざるものである。故に本能を相當に充足させる事が即ち道德宗教の極意でなければならぬ。本能を或る程度に制限する事が道德であるとは、前に説いた所であるが、制限すると禁止するとは全く別事であつて、或る程度に制限するとは即ち或る程度に充足させる事を意味してゐる。そこが即ち道德宗教の極意である。情

に従つて情を制し、慾を充たして慾を抑ふとは古人の金言である。此に於て後段に述べる吾等の大膽なる改革案が生ずるのである。

世俗道徳に拘泥するな 猶ついでに書き添へて置く。現在の社會に在つては、婦女子の人身が賣買されてゐるばかりでなく、貧民勞働者の身體は皆な僅かの賃金（若しくは月給）を以て賣買されてゐるのである。又身體以上、その精神も亦た明らかに賣買されてゐる。故に多數人民は思想の自由を有せず、支配階級が要求する所の思想を注入されて、その通りに物事を考へさせられてゐるのである。そこで世の謂ゆる道徳なるものは、人民一般から見ると、兎かく階級的に流れ易く、資本家の不道徳に對しては道徳は何の權威もなく、只弱き民衆にのみ道徳の權威を振りかざされる。それは法律に於ても同じ事で、如何なる法律の規定も、それが富豪の利益に反する場合、その富豪に對しては殆んど全く實施されず、只弱者たる民衆にのみ實施されるのである。そこで根本的なる倫理宗教の言説は、富豪資本家に取つ

て非常に過激なものと感じられる。然し眞に社會を救濟しようとする以上、さうした富豪の反感などに頓着せず、又世俗道徳の習慣にも拘泥せず、大膽なる改革案を立てて根本的に本能充足の道を講ずることが必要である。以下順次に吾等の改革案を陳述する。

第九章 個人的豫防法

賣娼婦と素人 先づ個人の絶對性病豫防から話して行く。それには云ふまでもなく、賣娼婦に接せぬ事が第一である。賣娼婦が性病傳染の最大の機會であることは無論である。然し多數の青年男子が永く獨身を強いられてゐる社會の現状として彼等に對し全く賣娼婦に接することを禁せよと警告しても、それが無理の注文である事は、何人も容易に首肯し得る所であらう。そこで此の第一の豫防法は、實際上、空理空論となる。従つて後段に述べる諸種の改革案が必要となるのである。

次に然らば、賣婦でない素人の婦に接するのは安全であるかと云ふに、決してそうでない。吾等の提案としては、如何なる男女でも結婚の場合に於ては、必ず結婚前に双方とも性病の検査を爲し、その上にて結婚するのでなくては、充分安心する事は決して出来ないこと云ふ程であるから、賣婦でない素人と云つて決して油断は出来ないものである。斯様な事を云ふと、謂ゆる素人の婦人達は大いに怒るのが通例であるけれども、吾等は専門の職業上、多年實際の経験からして斷言するのであるから、何うも致方がない。

淋毒と下疳　そこで賣娼婦にせよ、素人にせよ、假りにも婦人に接するには、總てルーデサックを用ゐて淋毒を防ぐ事が必要である。但し淋毒の有無を知る爲に性交前に排尿せしめ、尿の清淨なるを認めたる場合は、ルーデサックを用ゐるに及ばない。

右は淋毒に對する注意であるが、更に下疳に對しては、十倍の甘汞ワゼリンを多

量に双方の局部に塗りつけて、それに依つて毒を通れることが出来る。これは佛國のパスチール衛生教室の故メツチンコホ氏の發見にかゝる有効な方法である。そして其の代價も甚だ安いから、最も簡便の方法として一般に使用されてゐる。併し淋毒に對しては、此の消毒薬は効用が少ない。なせと云ふに、急性淋毒の膿の多い者は、其の澤山なる出膿の爲に塗附薬が忽ち拂ひ除かれて無効となるからである。

次は洗滌清潔法であるが、これは既に病毒を起した時に、清潔法として有効なのであつて、豫防法にはならない。然らばとて濫りに強い薬劑を使へば忽ち粘膜皮膚をたゞらしめる事があつて、甚だ危険である。

接吻その他　次に接吻は如何なる場合にも絶対に禁止すべきである。又皮膚や頭部に發疹などのある者に對しては、充分の注意をすることが必要である。又、患者の頭部及び手に觸れたる器具、寢具の類に對しては、充分の注意をする事が必要である。従つて一般に多數人の手の觸れたる汽車、電車の類、或は窓硝子、手すり、

壁、戸、椅子、腰かけ、つり皮、手拭などの類は、總て甚だ危険である。

混浴場の危険 又日本に普通ある混浴の浴場が甚だ危険である。之を統計に徴するに、皮膚病、梅毒、淋毒等が浴場の貸手拭、衣服棚、衣服籠、浴槽、小桶等の媒介に依て傳染した場合が可なりの數に達して居る。然るに日本人はこれらの事に對し頗る無頓着であつて、浴場の消毒法など少しも行はれては居らぬ有様である。

そこで次に述べる浴場改良法が必要になるのであるが、それまでの間、現在の儘ではどうするかと云ふに、浴場に行く時には必ず白布の風呂敷か又は袋を持參してそれに自分の衣服を入れる事。上浴の時、充分に善く上り湯で流す事。小桶も内外を熱湯で清潔にする事。手拭は無論、他人の物を使用せざる事等である。

第十章 浴場と理髮の改良

浴場の改良 歐米には混浴の習慣がない。それで入浴も日本の様に毎日とか隔

日とかに入浴はしない。富める者は一家族毎日入浴するかも知れぬが、多くは一週乃至二週一回である。又學生などは一ヶ月一回位で済す事が多い。然かも貧民の如きは一年に四回か又一回しか入浴せぬ者すらある。其代り毎朝全身を暖まつた部屋で拭ふことは怠らない。氣候の寒い處では夫で健康を損する程の事はない。其代り又、彼等は肌に着けるシャツ、カラ、カフスなどは絶えず取りかへるので、日本人の様な汚れたシャツやカラで済してゐるものは、労働者などの外、滅多に見掛ける事がない。右は餘談であるが、貧者は斯様にして入浴料に五十錢以上も取られては所詮叶はぬから、滅多に入浴せぬことにするは當然であるが、然し労働館などには蒸汽仕掛の大浴場が設備してあつて、労働組合員などに無料で入浴させて居る。又社會館の如き市經營の無料寄宿舎にも此の設備が出来て、完全に消毒法を施行して居る。

蒸汽浴場の設備 獨入りの浴槽は、日本でも富者の生活には普通にあるから、

別に述べる必要はないが、只蒸汽仕掛の大浴場の概略を述べて見る。先づそこには蒸汽に打たせる大部屋と、洗ひ流す大部屋との二つが設備されてある。大部屋の甲には盛んに蒸汽を噴出せしめ、十人二十人位は一時に蒸汽に打たせて居る。その部屋の温度は八九十度以上であつて、それが爲め全身から發汗するので、その汗と蒸汽とに依り、垢は數分間に流れ出るのである。そこで次の涼しい部屋に移り、微温湯又は冷水にて顔と頸とを石鹼で洗ふ。全身は既に立派に蒸汽消毒が出来て居るので、只だ湯をあびて拭ひさへすれば、それで充分良い氣持になつて上浴することが出来る。此蒸汽浴の贅澤な設備では入浴料三圓位を取り、人を呼んで居る處もある。そこには一家庭の數人か、又は獨身者なら一人で、一つの蒸汽室に入れられ、發汗するまで徐々に蒸汽を全身に打たせ、垢が盡く流れるまで心地よく横臥する様に仕掛けてあるので、モウこれで充分と感じた時、涼しい部屋の方に行けば、そこに番頭が居て（女の部屋には女の番頭が居て）、全身を流したり、タオルで拭ふて呉れたり、夫か

ら浴衣を着せられ、喫煙室の休息所に移され、心身共に清淨に感せしめられる様になつて居る。

消毒が主要目的

尙ほ序に申し置くが、社會館等の浴場の目的は、大體消毒が主要なるもので、客が宿泊に來た時、その手廻り道具及び衣服を入浴の際に預り、それを皆乾燥消毒所に遣つて消毒せしめ、入浴後は消毒した貸衣服を與へ、翌朝になつて消毒済の自分の衣服を渡されるので、甚だ結構な仕掛になつて居るのである。

西洋では斯く迄に衛生法が届いて居るから、傳染病の流行も防止さるゝことは推して知る可きである。日本でも大體これらの方法に倣つて浴場を改良すべきである。然し日本では私立で此の無産者浴場を設備する事は困難と思ふから、市營もしくは國營にする外はないと思ふ。そして一區に一個所位は必ず公設す可きである。然かもそこには必ず乾燥消毒所をも附屬せしめて、器具、器械、衣服、寢具等の消毒の依頼に應ず可きである。

理髮所の改良 日本に於ける理髮所も前の浴場と同様に、嚴重に取締る必要がある。此の業の取締については、既に警視廳から其の道具、器械、白布等の清潔法の實施法を、一般公衆衛生として行はしめて居る様だが、然し髮剃や器具の消毒は勿論、顧客に接する手の消毒すら疎に行はれてゐない爲に、随分彼等から病毒を傳染せしめらるゝ場合も多數である。殊に恐る可きは、頭部に發したる發疹等に櫛や鋏や髮剃を使ふた後、何の消毒もせず其まゝ、次の健康者に使ひでもすれば、忽ち病毒を傳染せしむるに極つて居るのである。然るに多くの理髮所がそれを平氣で行つてゐるとは、その公德心の缺損せること、従つて社會的大罪惡を無意識の間に犯してゐること實に驚き入るの外はない。そこで理髮所には必ず外科醫の使用する消毒罐を設備せしめ、總ての道具、器械、布片等、悉く消毒したる者を用ひしむ可きである。但し一二の高等理髮所には此消毒法を見る。

女の髮の古風の復活 又女髮結の巡回的理髮の如きも、其の櫛の不潔は最も甚

だしきものと思はねばならぬ。一般に現代は文化の跡戻りを生じて、不衛生を極めた古風な髮の結び方が復活してゐるが、これでは切角四十年前に吾等が骨を折て束髮にする事を教へて、それが爲め衛生上の効果を奏して居たものを、全く打棄てた有様であつて、實に愛憎もこそ盡きて仕舞ふ次第である。寧ろ衛生上から言ふならば、女も斷髮に限る。若しそれで外見を厭ふなら、軽いカッタを帽子の代りに付けて、それで人に接する事にしたらどうか。只だ外見の爲に衛生にもどり、身體を害するとは、何といふ馬鹿げた人達であるか。今日の風俗には吾等は只呆れ果て、物が言へないのである。

第十一章 賣淫制度大改良の必要

賣淫制度廢止の不可能 賣淫制度は古今を通じて、如何なる時、如何なる場所にも絶対に廢することが不可能となつて居る。宗教道德の方面からも、羅馬時代に

極めて嚴格の法律を以て賣淫婦の禁制を行つて見たが、それが爲め却つて青年の間に猛烈なる姦通事件を續發せしめ、遂に聖人ソロンまでが、賣淫婦は道徳上餘儀なき産物であるとして、其の存在の必要を唱道したといふ事である。然るに現代では人權問題の上から賣娼婦の自由開放が盛んに論議されて、人身賣買の絶滅を試みてゐるのは誠に悦ぶ可き現象であるが、然し賣娼制度以外に、容易に性行爲を遂げ得る道がない以上、到底人權問題としての運動を完成することは困難であつて、恐らくは徒らに費用だをれとなるであらう。

猶ほ人權問題としては、昔日の奴隸の生活と、現代の無産者の生活とを比較して見る時は、昔の方が遙かに安全であつたと思はれるのであるから、人權なるものは生活の爲めの自由開放にはならないわけである。して見ると、人權よりも食糧の方が望ましいのではなからうか。人權論者はその邊について充分熟考すべきである。然しそれは兎にかくとして、此の賣淫制度以外に、性の惱みを除き得る方法がある

ならば、何故彼等はそれを示さぬであらうか。彼等と雖も、性慾抑制の不可能なることを自分に體驗して居ながら、而も之を耻として公言するを憚り、又他の多數なる青年を救済すべき實際的の方策をも立て得ないのであるから、彼等は只だ徒らに偽善の態度を以て始終する事となり、そして實際上には、彼等も矢張り人間として屢々過失を生ずるのだから、その場合、世人から痛烈なる罵詈雑笑を蒙るのは實に當然至極の次第なのである。

公娼と私娼との關係　次に公娼廢止の運動は、前にも述べた通り、近來大いに其の目的を達した形で、吾等も一應は其の成功を喜ぶに躊躇しないが、然しその惡制度が廢止された曉、それに代る制度はどうなるであらうか。それを考へない者は社會改革の道に於て殆んど盲目と同様である。公娼が無くなれば、必然の結果として私娼が増加する。公娼を廢止して、それで賣淫制度が無くなると考へる如きは、實に幼稚極まる思想である。實際上、公娼制の廢止は即ち私娼制を以て之に代へる

事を意味してゐる。たとひ政府が法律を以て私娼を禁ずるにしても、實際上に於てそれが滅亡せざる限り、それは矢張り儼然たる社會の制度である。公娼制を廢して私娼制（即ち密賣制）を之に代へ、そして單なる外面の改革に満足するのは、徹頭徹尾偽善なる宗教家輩の爲す所であつて、科學的・道德的に眞實徹底した社會改革に志す者の取らざる所である。

私娼は病毒傳播を數倍す 然らば衛生上から見て、即ち病毒傳播の上から見て及びその取締り方面から見て、公娼と私娼との間に如何なる差異があるであらうか。それは云ふまでもなく、私娼の害毒は公娼に數倍してゐる。公娼は公然の營業であるから、政府は之に對して嚴重の取締りを行ふ事が出来るが、私娼は密賣淫であるから、政府の取締りが嚴重には行届きかねる。檢徴法の如きは、私娼に對しては全く不可能である。そこで公娼が廢止される結果、恐るべき病毒が從來に數倍して一般社會に傳播することは明白である。然るに此の理を知らずして、公娼廢止の外形のみ

を喜び、それを人權の回復として喋々するが如きは、誠に憐むべき迂愚のやからである。

私娼の人權蹂躪 更に又之を人權の上から見ても、私娼制度は決して公娼制度に優るものではない。否、前者が却つて甚だしき人權蹂躪の事實を示してゐるのである。吾等は曾て屢々私娼の身賣方法を調査して、その不法非理が實に言語道斷であることを知悉してゐるのである。公娼の人身賣買が野蠻時代の遺風である事は無論であるが、然しそれは公然の營業とされてゐるだけ、さすがに文明と稱する現今の時代に於て、却つて甚だしき程度には至り得ない事情が存して居る。然るに私娼に在つては、元來が法律の網をくゞる營業であつて、何處から何等の拘束をも受けず、毫末も義理人情の假裝を必要とせず、只だ貪婪性と残忍性との露骨なる發現に依つて支配されるのであるから、その犠牲となる婦女子のみじめな境遇は、殆んど吾等の想像し得ざる悲惨の極に達してゐるのである。

迂濶なる世人は兎かく次の様に考へる場合がある。公娼は所ゆる籠の鳥の境遇であるから、廓を脱出する事も殆んど不可能であるが、私娼は何ん時でも厭と思つたら逃げ出せばいゝではないかと。然し實際は決してさうでない。彼等は歐米の如き開放的自由營業ではなく、矢張り殆んど柵に入れられたる動物同様で、外出や醫療を受くるにも必ず屈強の男が付き添うて居る有様である。彼等の雇主たる悪漢は、常に幾多のゴロツキを雇ひ入れて彼等を監視せしめ、場合に依つては警察官が却つてそれらのゴロツキから暗撃を食ふことを恐れる位の状態である。そして甚だしきは、幾ら有毒であつても、賣れる女が拘留される場合には、他の賣れぬ女を身代りに出したりして、飽くまで無遠慮に病毒を傳染せしめつゝ、只管利益を貪つて居るものもある。そこで要するに、密賣淫たる私娼は公娼に比し、種々の點から見て、どうにもこうにも始末にいかないのである。

職業婦人と妾

右の外、現代では職業婦人の百分の八十まで位は、皆多少の賣

淫をして居ることは周知の事實である。即ちバアの女給とか、商店の賣子とかの如き、薄給にして而も家庭の事情に依り家族を養ふの苦痛に責められてゐる婦人等は、餘儀なく賣淫類似の行爲をせず居られないのである。更に現代には妾と稱する職業者がある。これも矢張り一種の賣淫婦と目する事が出来る。従つてこれらは皆、公娼私娼と同じく性病傳播者の範圍に屬すべきものであるが、今日の社會制度としては、それに對する取締は絶對不可能の状態にある。此に於てか、斷然たる性病豫防の根本方策として、吾等の大膽なる改革案が生じて來るのである。

第十二章 合理的性行法の提唱

大膽なる徹底的方策 以上述べ來りたる所を要約すれば、次の如くである。人間の性慾は到底抑制し難きものである。表面に其の充足が禁遏されるれば必ず裏面に

於て行はれる。現在の社會に於て、經濟上、青年男女の結婚が困難であつて、晩婚或は獨身の者が多數であるとすれば、何等かの形に於て必ず賣淫制度、若しくは不自然の性行爲が行はれる。そして其の結果は甚だしき性病の傳播となる。そこで一面には性病の傳播を防止する爲、一面には青年男女の煩悶を慰する爲、不自然の性行爲を成るべく自然ならしめ、賣淫制度を最も合理的ならしむべき、何等かの改善策を急務とする。それには姑息なる綱縫策では到底駄目で、大膽なる徹底的新方策を確立することが必要である。

此に於てか、吾等は醫師として、社會事業家として、及び宗教家としての資格上、茲に一大改良案を提唱するの餘儀なきに立至つたのである。然し吾等の提案は極めて大膽であり、極めて徹底的であるが故に、姑息なる經世家や、因循なる道徳家や保守的な宗教家などは、或は大いに驚いて反對の叫びを擧げるかも知れない。けれども、吾等はそんな事に頓着しては居れない。恐るべき性病の撲滅と、賣淫制度の

合理化とに依つて、人類社會の運動を空前の程度に助長しようとする大目的の爲には、區々たる俗論の反抗など只だ當に一蹴し去るべきである。

そこで吾等は次に、公設身體検査所、公設性行所等の設立を提唱する。

公設身體検査所 (一)この検査所に於ては、一般の少年男女(例へば十歳以上の者)に對して悉く身體検査を行ひ、全身發育の状態を測定して、各人に検査證明書を附與する事とする。そして若し遺傳的の病症とか、奇形とかを發見した場合に、其の病症を明記して其の父母親戚に通告する。これは將來に於る性行の危険と不自然とを防ぐ爲に絶對必要の施設である。(二)次に少年の身體發育が完全にして既に性行期に達した事を認めた場合には、直ちに其旨を父兄に通告して、危険もしくは不自然なる性行に陥る様に注意せしめる。從來この注意を缺いてゐた爲、多くの少年が甚だしき危険に陥つてゐるのである。

(三)次に當所は賣淫婦に屬するもの、又は藝妓、酌婦、女給、妾、その外、客扱

ひを職業とせんとする婦人等の一切に對して身體検査を行ひ、若し有毒なる時は直ちに治療を爲さしめ、無病の者には健康證明書及び營業鑑札を附與する事とする。當検査所は右の通り性病の豫防及び取締を以て其の主要目的とするのであるが、實は次の性行所に對する準備的施設に過ぎないのである。

公設性行所 前に繰返し論じた通り、男女共に性慾の抑制は不可能であつて、身心の健康を維持する爲、夫婦生活以外に於る何等かの性行所が必要になつて來る。謂ゆる賣淫制度は即ち一種の公設私設の性行所である。然しそれには恐る可き性病の蔓延が伴ひ、又人權蹂躪の惡弊が伴ふのであるから、そこで吾等は大胆に賣淫制度の合理化を提唱し、國營的に新式の性行所を設立することを主張するのである。例の俗論家は性行所などといふ言葉にすら驚くかも知れないが、賣淫制度を默認し公娼制度を是認する以上、性行所の提唱に驚く理由はない。而も吾等の提唱する性行所は、實は即ち賣淫制度を根本的に絶滅せしめんことを期するものなのである。

(一) 其の性行所は、性生殖器の發育健全なる、結婚以前の青年男女をして、健康に適したる性行を遂げしむる所であり、又中年の獨身者及び老年の孤獨者などが、其の體力に應じて生理的健康維持の爲の性慾充足を遂げしむる所である。

(二) 性行所は生理的健康維持の爲の施設であるのだから、容色を以て慾望をそそるが如き手段は絶體に禁止せねばならぬ。若し左様な事を許すとすれば、性行所は即ち従來の遊廓的歡樂所となり、人間を墮落に導き、性病に陥らしむるものである。故に性行所に於ては、單に性行のみを目的とし、情的歡樂の設備は一切之を禁じ、同時に性病傳染を絶對に防止すべき設備を整へる。

(三) 性行所は一定の入場料を徴して、希望者を入場せしめるのであるが、入場者は先づ身體検査所に於て検査を受け、病毒なき者に限り入場を許される事とする。

(四) 入場者は男女とも耳と目を蔽ひ、先方の顔も見ず、聲も聞かぬ様にする。室内には燈火を點せず、暗黒にする。

(五) 避妊法は、女子の生殖器が完全であれば、必らず之を行はしむる事とする。
 (六) 室内は極めて清潔にし、男女とも消毒した白衣を着せしめる。そして室内にあること一時間以上を許さない事にする。

(七) 女子の入場希望者があれば、それは適宜に男子の入場者と組みあはせるのであるが、女子の入場希望者が無い場合、若しくは少数の場合は、身體検査所から營業鑑札を貰つてゐる婦人を雇ひ入れて男子の相手とする。それらは性行所から日給もしくは月給を支拂ふ事とする。營業婦人の取捨は主として健康の優秀を標準とし容貌の如何は毫も問題とならない。

(八) 入場希望者の中、貧困なる者に對しては、特に入場料の割引を爲す事とする。これは公立病院などの診療費割引と同一の趣旨である。

(九) 性行所は歡樂所でないのだから、飲酒も喫烟も嚴禁する事。

(十) 入場者には性行度数券を與へ置き、體質體力に應じて相當度数の性行を爲さ

しむる事。

(十一) 公立性行所の外、都會地もしくは特別の事情ある地區に於ては、私立性行所の設立をも許し、賣淫婦及び職業婦人等の性的營業所とする。但しその場合、身體検査その他の諸規定は、總て公設性行所の例に依るべきこと無論である。

秘密性行の嚴禁 右の如く公私性行所が設立され、青年者及び獨身者の性慾が合理的に充足される以上、その以外の方法に於て(夫婦にあらざる者が)秘密に性行を行ふ場合、必ず之を嚴罰に處する事とする。さすれば従來行はれた所の性行所即ち遊廓、待合、淫賣宿、その他諸種の野合所は、忽ちにして全滅するであらう。そして全社會が従來に比し數倍の清潔を加へるであらう。

第十三章 餘編一二三

以上で吾等の本書に於て語りたと思つた所は大體語り盡したのであるが、猶二

三の點について、左に補足しておく。

蓄妾法 蓄妾といふ事は、人權上からしても勿論許す可らざるものであるが、黄金の支配が行はれてゐる間は、人間が物品同様に扱はれる事は止むを得ざる所であり、従つて蓄妾の制度も亦過渡時代に於る前時代の遺物として、嚴密なる一夫一婦の文化制度が行はるゝ迄は、存置を許すより外はあるまい。若し之を公許せぬとすれば、それが秘密の間に行はれるのであるから、取締が行はれず、衛生上の大害を來す事となる。故に存在するものは之を公許する事とし、その代り取締として左の條件を附す可きである。

(一)妾となるには必らず身體検査所に届出でて検査を受け、妾の鑑札を受く可し。そして一週間毎に健康診断を受く可し。

(二)妾たる者は相當の妾税を政府に納むべし。蓄妾者には贅澤税として多額の蓄妾税を納めしむ可し。

(三)有妻者が蓄妾せんとする時は、妻の承諾を求むべし。若し強て之を承諾せしめんとする時は、妻を別居せしめて其の生活費を支拂ひ、且つ其の妻にも自由の性行を許す可きである。

(四)妾が永く一人の主人の自由となりたる場合は、之を内縁の妻と認め、検査所に行くを要せざる事とす。

女中、女給、藝妓、酌婦等の取締 前にも述べた通り、料理店、バー、宿屋、飲食店の女中女給等、總て多數の客に接する者には、兼て検査所から健康證明書を受くべき事。そして更に毎週二三回の検査を受くべき事。藝妓、酌婦の類にして、性行所に入出入すること頻繁なる者は、之を一種の公娼と目し、營業鑑札を受けしむる事。

青年男女の早婚奨励 生殖器發育の證明書を有する男女には成る可く早く結婚を勧告するが當然である。若し青年男女にして性行所に行くを好まざる者が、相互

に戀愛を實行せんと欲する場合には、検査所に於て検査の上、その両親に命じて自由の結婚を許可せしむべきである。そして双方共、まだ獨立生活の覺束なき者には避妊法を實行せしめ、若しまだ教育中ならば双方共に両親が責任を持って教育し、總て両親監督の下に過度の會合を爲さしめざること。但し此の期間の中は内縁の夫婦たらしむ可し。將來正妻正夫たるの意志が充分適合せざる時は、何ん時にても自由に別かるゝことを得せしむ可きである。斯様な方法と、前記の性行所制度とが相俟つて、性慾の處理と病毒の防衛とが、初めて充分に其功を奏するのである。

女子の性慾を公認せよ 前にも述べたる如く、女子の成育せる者の性慾を抑制するが爲に、或は神經症に陥り、或は不妊症となり、或は精神病となり、或は性行不能となる者が、現代に於ては随分殖へて來て居るのである。近年、不良少年、不良青年が非常に多數を示してゐるのは當然の事であらうが、而もそれが男子ばかりでなく、不良少女も亦た頗る多數になつてゐるらしく見える。そこで性行所は男子

の爲に必要であるばかりでなく、女子の側からも亦た其の必要が感せられて來たのである。更に今後の社會に於ては、何事につけ男女の地位が略ぼ同等になるのであるから、性慾に於ても亦た女子の要求を認めないわけに行かないのである。そこで性慾・性行等の事に因する、一般社會の道德の標準を變革する事が必要になつて來た。從來の如く、女子を男子の附屬物と見做し、女子は男子の性慾を充たす爲の道具であるかの如く考ふる思想は、最早や道德として維持しきれなくなつて來た。女子も人間であつたのだから、男子と同じく性慾を有してゐることは無論である。社會は男子の性慾を認めると同じく、充分に、明白に、女子の性慾をも認め、従つて女子に對し性慾充足の自由を與ふるが當然である。斯くてこそ人間の最大本能たる性慾の難問題が初めて解決の緒に就き得るのである。

猶これらの事については、子の小著『性慾の自由と制限』を参照せられたし。

(終)

性病の總論

日本人の性病智識と歐米人の性病智識

元來日本人は下掛つた事を口にするに遠慮がなさ過ぎるのみならず、反て人の前で誇り顔に色氣と瘡毒氣かさけなきものは人にあらず坏と口外する悪習慣がある。ヨーロッパでは、之に反して非常に下かゝつた事を人の前で口に出すことを最も耻ぢとして居る。そして智識階級者の家庭に養はれる女子達の前で下腹部が痛む坏と言ふことすら出来ぬのである。若し胸より下の事でも女子の前で言ふたら無禮者と罵らるゝのである。かくの如き極端なる古き教育の仕方では又少女が月經の初めに子宮出血なりと思ふて大騒ぎすることも屢々あつたので現今では中等教育の時に女子に生殖衛生の事を學校で教育する様になつたのである。日本人に衛生智識の足りぬ

ことは一般の習慣であるが其中でも性病に對しては實に驚く可き亂暴狼籍とも何んとも言ひ様なき非人道を盡して居る。假令ば性病に罹つても平氣で苦痛の起る迄は放任して日を送るのみならず他人に接觸して傳染さすることを罪とも何ん共思はざるのみならず他人に傳染さすれば自己の病が軽くなる杯と吹聴する者もある。治療をするにしてからが最初は藥屋から聞き學問で藥を求め手療治をして効を奏せず切ツバ行詰つて醫師を訪れた時は其病は餘程深入ふかいをした時で仕末に困ることがある。そして治療する時は何種類でも構はず性病を同一に見做し六〇六號を注射すれば良い事に心得繼續的治療をさせぬのである。

又此處に許す可らざる男子の亂暴を報告して置く、夫それは外ではない男子が妻に内々遊樂の結果性病に罹り居るに拘らず其病毒を包みて妻に接し直に病毒を傳染せしめ罪惡を作ることを平氣で居る事實がある。かくの如く性病に各自が不注意無智識の爲に性病の蔓延の甚しき事其多き事恐らく性病發生の一等國に擧げられて良いの

である。殊に男子にして結婚前に淋病に罹り居らざる者は殆んど皆無と云ふ有様である。常に吾等専門家の實驗に依るに結婚後に於ける女子の子宮病は多くは其夫をうごから傳染せしめられて居る證據を見出すのである。

先以て婦人患者の子宮を診斷する時に其部分の白帶下こしけ又は子宮の粘液ねんねきを採つて標本を作り之を檢微鏡にて視る時は淋毒に罹り居るものと確診が出来る此時に其夫の尿を持ち來らせ検査を行ふ時は果して其夫をうごに淋毒のあつたことを示す事が出来る。そして妻は其夫から傳染せしめられし事を判決するのであつて殆んど之が盡くといふ數である。淋毒でそうであるが如く梅毒も亦之と同様な例が多いのである。此處に注意す可きはヨーロッパでは性病を男子から其妻に傳染せしめた確證が擧がれば離婚の證明となり離婚した後には生涯離婚の妻の生活を保證せしめらるゝのである。又乳母、下婢等が雇主の家族即ち乳兒や兒童を守りして自己の性病を傳染せしめた場合は重き刑に問はれ之と反對に雇主側の方から乳母及下婢等に傳染せしめた

場合は彼等の治療費及生活費を償はせられるのである。

斯く歐洲では法律を以て性病の豫防を嚴重に實施する位であるから自己も亦性病の恐るべき事を知つて居て治療を速にする事も治療の繼續も能く行はれ従て、蔓延の度もヨーロッパに於てはかの結核病豫防と同様に年々減じ行くのである。

性病の各論

性病の種類

性病に四つの種類がある。淋病、軟性下疳、硬性下疳、混合下疳である。右の中淋病と軟性下疳は局所に限られて全身を侵す事はないが。硬性と混合下疳は血液中に其毒を含ませて全身に其病を及ぼすのである。

淋病

淋毒は前にも述べた通り最も性病中に多い病にして、其病原は獨逸に於ける皮膚

病の大家故(ナイセル)が同國ブレスラウ大學に於て發見せられたる「ゴノコクケン」といふ病原菌である。(小生も同氏に就て皮膚病の研究をした)此病原菌は直接に尿道なり陰部なりの粘膜(粘膜とは口とか耳とか鼻とか陰部とかの皮膚の事をいふ)に附着すると直に傳染するのである。此病の傳染の徴候は其部分より膿を漏らし、甚しきは血を漏らし、又甚しき疼痛を覺ゆるので解る。其最初に直に治療に掛れば餘り他に害を及ぼさぬが、若し怠りでもしやうなら、色々な併發病を起し重症となる恐れがある。然かも時として梅毒より以上に苦痛の甚しきものがある。其例を擧ぐれば男子なれば睪丸炎、尿道周圍炎、攝護腺炎、膀胱加答兒、尿道狹窄症等女子に在つては尿道周圍炎、バルトリン氏腺膿瘍(俗に貝横疔かいよこねといふ)陰唇炎、子宮内膜炎、同實質炎、ラツバ管炎、卵巢炎、腹膜炎、腎盂炎、心臟内膜炎、諸關節炎、化膿性腎臟炎、淋毒性眼炎等の重症に罹ることのあるは最初の治療を怠りたる結果であるので終に之が爲に死んだり又は不具者となることが多い。

淋病の検定と診断法

七二

起り立ての淋毒は局所に出る膿を見て解るけれども慢性のものは尿を取つて沈澱せしめて標本を作り夫を顕微鏡で検査して見る時は例のゴノコクセンと膿球を認むることが出来る。最も慢性なるものは發病後數十年も何んの自覺症なきものが過激の運動とか、強きアルコール分を取るとか又は新に若き女に接し興奮的に強度の刺戟を起した場合に尿道の粘膜炎中に潜伏されて居た細菌が俄に興奮性の充血に依りて忽ち培養發育されて急性淋毒に變じたりする。又慢性淋病を長く持つて居る人は天候の變化其の外身體の諸部に異状を起し諸關節炎神経痛等を起すことがある。依りて神経痛や諸關節炎のある者には尿の検査が必要となるのである。若し尿に異状なき時は梅毒の有無を見る爲に血液を検査する必要がある何故なれば梅毒にも此神経痛が同様に起るからである。又婦人に於ける此病の發する原因を調べて見るに結婚前迄は健康であつた者が、結婚後時日を経て急性の淋毒に侵されたり、急性の子

宮内膜炎に罹つたりするのは多くは結婚の際男子の慢性淋毒を女子の子宮に傳染せしめられて居ても、女子の子宮は神経の感覺が鈍きものなるが故に疼痛がないから傳染後白帶下のみを少々認めても平素は苦痛を覺へず經過し何にかの刺戟に依りて急性の淋毒を起したり直に其近部に併發症を起さしめたりする。此の時期に於て夫が不在中にでもあれば飛んでもなき間夫の疑を蒙る例がある。故に女子の淋毒又は他の性病に罹りたるものを見た時は男子の尿及血液の検査を怠てはならぬ。私の實驗では有夫の婦人の子宮病は大概其夫より受けたものとする事が出来る、かくして日本には男子の妻に加ふる侮辱の罪はヨーロッパの例に従て法律で罰するの外之を矯正する道はないと思ふのである。

淋毒の數の統計に依るにヨーロッパでさへ七十パーセントとなつて居るから日本には若し之が正確な統計を作つたら九十九%にも登るであらう。

淋病傳染の経路

七三

此病は粘膜に淋菌が附着して粘膜の細胞組織を破潰して起るのである。第一は尿道の粘膜か子宮粘膜かに傳染し、續て其近傍の腺を侵したり、肛門及卵巢（女兒なら腔内）又は眼の結膜を侵したり、又は稀には口内に傳染させる事がある。次に間接に此菌が血液循環の媒介に依て尿道より全く遠く離れた心臓の内臓や諸關節に移轉して其諸部に疼痛を起す事も屢々ある。

此病には免疫となる可き豫防注射杯はない。此病は幾度でも傳染せしむることが出来る。然かも一端治癒したるものでも、更に新に傳染するのである。殊に尿道口の大なる人や奇形尿道の如き尿道が大きく下方に廣がりたる人には最も傳染するに都合が良い。

淋毒には豫防法がないか再三淋毒に罹る人は最初の様に疼痛が甚しくはない。そこで最初醫師が診斷する時疼痛が餘りないことを病人が訴へたら偕は再三此病に罹つた人であるものと鑑定することも出来る。又睪丸炎や膀胱加答兒に罹りたる人は

最初から淋毒に罹つて居たことを豫想する事が出来る。

尿道以外の各部に起つた疼痛には淋毒性なりや否を檢尿又は子宮粘膜より排出する液を採取して顯微鏡検査を以て其病原を確むることが出来る。男子の淋毒には前部と後部の二種が區別される

（其一） 前部急性淋の症狀

急性淋の症狀に氣の附くのは傳染してから即日乃至二日三日目であるが、稀には四日乃至九日目に來ることもある。稀には亦二週間乃至三週間目に起ることもある。

最初は尿道がむづ痒い感じがして後にはきり／＼刺す様な感じがするかと思ふと又焼ける様な痛みを爲し、排尿する時は最初薄き膿汁を漏らし痛みの増すに従ひ濃き膿となり又出血も起すのである又此急性には尿道周圍炎を起し包皮が脹れ上つたり又其周圍が化膿することもあれば、包皮が脹れて陰莖を拮頓することもある。（拮頓とは包皮が龜頭の本に頸れて、脱けなくなる事）そして此拮頓の爲には劇敷疼痛

を起し又此急性症状に併發するものは睪丸炎と攝護腺炎等である。

(其二) 急性淋毒の経過

適當の治療として最初に養生を守り謹みて醫命を奉ずる時は通常三週間にして痛みも去り膿も減じ苦痛の容態も減退するのである。稀には八日乃至十日間にて輕快するものもある。

(其三) 後部の淋病

男子の淋毒は前部の尿道のみに限られない、後部の尿道にも及ぼすのが随分澤山にある。其容態としては尿意が頻數となり三分乃至十分間毎に排尿を促し不快にして疼痛に堪へられぬのである。此後部淋毒には屢々攝護腺炎及膀胱炎を誘ふのである。後部の尿道炎は前部尿道炎又は其周圍の炎症の甚しからざるものには發病後二週乃至三週の間に起るのである。此併發症を誘起し易き原因は前部急性淋の治療中に酒を飲んだり、女に關係したり、運動をしたり、寒冷に遭ふたり、過度の激動を

したり、不養生より起るのである。

(其四) 素人にも解る前後尿道炎の鑑定法

尿を二個の硝子のコップに凡そ半分宛に取り分けること、即ち第一のコップに五〇、瓦乃至一〇〇、瓦を排尿し、第二のコップにも同量を排尿して、之を明かるい所に持て行き第一のコップの中に強く濁て居つても、第二のコップの中が全く澄んで居つたら、前部計りが侵されて居て後部の淋毒ではない、然るに若し後部の淋毒なりとする時は第二のコップの中の尿が濁つて居るに極まつて居る。併し肉眼の届かぬ慢性の淋毒であるなら前後の區別をする事は素人では六ヶ敷から専門醫に頼み顕微鏡検査に依るの外はない。更に注意す可きは慢性症にあつては肉眼には何んにも見へぬが檢微鏡に依て膿球細胞や淋菌を認むることがあるから自覺では治癒せるものと思ふても駄目であるから幾度も尿の檢定をして病毒の有無を調べて置かぬと他人に傳染せしむるのである。

(其五) 前部及後部淋毒の豫後

治療が早ければ左程心に留むる程のものではない。そして稀には發病すると同時に絶對に安靜にして總て刺戟物を禁じ、清潔にして置けば自然と醫療なしに輕快するものもある。

併し此病は普通治療が怠たり勝となり輕快することは困難である。最初治療を遅らす時は必らず慢性に變じて容易に癒への事を覺悟させらるゝのである。正直に醫命に服し治療すれば四五週間にして全治する斗りでなく併發症を免るゝのである。然るに治療の適當を得ぬか、治療時期を怠ると、前に述べたいろゝな恐る可き併發症に自己を苦るしむる斗りでなく、其相手方に病毒を感染せしめ、終に不妊症や不具者を作ることがある。

(其六) 治療法

素人の手療法として賣藥や種々の治淋藥を求め洗滌したり、内服したりして極め

て輕症の場合は効を奏するものもあるけれ共、多くは益々疼痛を増すのが常である。唯餘儀なく醫療を待つ迄の手當としては尿の鹽分を減する爲に、茶又は水菓子等を飲食し排尿を良くしたり。又尿口に膿が多量に出て不潔になるのを清潔にする爲には五十倍の硼酸水に浸したる脫脂綿にて尿口を拭ひたり、又は其尿道の周圍の腫れたるものは右硼酸水をガーゼに浸して其部を掩法する事は素人の心得て良き看護法である。併し自己で尿道に藥液を注入することは醫師の手ですら慣れざる者には危険であるから、若し急性の淋病でもあれば手療治は嚴禁せねばならぬ。若し此禁制を侵す時は膿を尿道の後部に追ひ遣つたり、膀胱内に傳染せしむるから後悔しても及ばぬ恐れがある。

婦人の淋毒

婦人の淋病は尿道のみではない。子宮口や「ラツバ」管、卵巢等に傳染するのみならず腹膜炎等起し種々の難症を來し易い。然かも淋毒は其輕重を問はず、多少共

に内臓の機關に障害を生ずることを忘れてはならぬ、然かも慢性症に在て其治療を怠るものは不妊症に陥ることあり。

(其二) 女子の淋毒に罹る経路

吾等醫師の實驗に依るに、女子の淋毒は多く前にも述べたる通り既に其夫が慢性の淋毒を所有して居つて、いつの間にか、子宮口に淋菌を傳染せしめたものと豫診することが出来る。そして女子の子宮の感覺は至て鈍き故急性の痛みを感じないので唯白帶下の多いことを知るのみであるから、苦痛を知らずに經過して居る中に、劇敷體を使ふとか、又は他に不養生があるとかすると、俄に急性に變する事がある。

(其三) 婦人の淋毒の部位

第一に尿道と膀胱、第二に子宮の粘膜に傳染せしめらるゝことは言ふ迄もない。男子慢性の淋毒が子宮のみに傳染することは前に述べた通りである。併し現代に於ては女子も亦結婚前此淋毒に罹り居るものが可也に殖へて來た。そして稀には男

子に於ても方正なる人があつて結婚前に全く無毒であるのに結婚當夜女子から性病を傳染せしめられし例を近來實驗させらるゝ事がある。又前にも一言した通り女子の淋毒は必らず子宮と膀胱と同時に傳染するのである。何故といふに女子の尿道は短き故直に膀胱に毒を及ぼし易いのである。

(其四) 女子に於ける淋毒の併發症

併發症のヶ所は男子より多い、何故なら其近部に卵巢、鼠蹊腺、ラツバ管及びバルトリン氏腺、陰唇、肛門等其關係の場所が男子よりも多くて廣いからである。

女子淋毒の容體

(其一) 急性

ある時は其部の粘膜が腫れたり、尿口が腫れたりする。指を以て外尿道から膣の前壁に向つて撫づる時は青く黄色の膿を漏らしたり。又血を混じた膿を漏らしたりする。

(其二) 自覺症狀

は男子程に強くはない。併し其代り尿道が短かい爲に、男子の如く尿道狭窄も尿道後部加答兒もない。

(其三) 慢性

の淋毒にあつては尿道が赤色となりて腫脹するとか又は化膿するとかすることは甚だ稀である。

(其四) 女子の淋毒検査法

は男子より面倒である。なせなれば尿をコップに取る時は腔から出る白帯下とか腔液杯が尿道の周圍に附着して居て、尿を出す時混じて來るので、肉眼でも顯微鏡でも直に之を尿道から來た不潔物と極める事は出來ぬ。そこで女子の慢性淋毒を調べるとは子宮の粘液又は白帯下を採つて検査するに限る。

(其五) 併發症

尿道周圍炎を起す事は男子に劣らぬ、即ち尿道壁の腺を傳ふて、其周圍に淋菌を浸潤せしめて化膿せしめたり、又腔壁に大なる膿瘍を作りたりすることがある。

俗に貝横痃といふバルトリン腺膿瘍は腔壁の腺に淋菌が浸潤して膿となるものをいふ。此種の膿瘍は陰唇の周圍は勿論腔壁、肛門迄にも及ぼし、肛門周圍炎となり肛門と腔壁に漏孔を作ることもある。又稀には腔全部に大なる膿瘍を作り大衰弱症に陥らしむるものもある。

(其六) 少女の腔炎

腔炎は小兒の淋毒に起ることが大人よりも多いのである。なせなら小兒及小女の陰部粘膜は軟弱にして陰部腔炎 (Vulbo vaginitis) を起し易いのである。又子宮口、ラッパ管等にも及ぼし、尿道も膀胱も同時に傳染し、之が慢性にでもなると、大人の白帯下の如く長く惱ませらるゝのである。

小女腔炎は器械的にも起ることがある、けれ共夫には顯微鏡上唯腐敗菌を含むの

みで淋菌は見へぬから直に判断が出来る。そして淋毒の方は多量の膿汁を漏らすのであるが器械的尿道腔炎は遙に淋毒より其の治癒が早いのである。

小兒小女の淋毒は排尿時に陰部と尿道に多量の膿が浸潤せられて、堪へ難き疼痛を起し、發熱して顔面青さめることがある。

(其七) 小女淋毒傳染の原因

最も多きは強姦、次は父母、乳母、子守等に接近して來るものが多い。間接には入浴場、學校の便所等から傳染する事もある。吾病院に來る此病に侵されたる女兒を見るに職人の子僧とか、若い職人等か小女の近隣に居るとか又は同居して居る場合小女に菓子又は物品等を與へ欺いて彼に接觸して傳染せしめられ居るものを多く見受けるのである。

(其八) 女子淋毒の治癒の經過

女子の淋毒も男子に劣らず長引き數ヶ月掛ることがある。甚しきは幾年も幾年も

淋菌が全く除かれざる例も澤山見受ける。之れ女子の方は男子より淋毒に罹る部位が廣いからであらう。

(其九) 併發症を起す部位

(A) 肛門の淋毒は男子に最も稀であるのに女子に多い。之れは陰部と肛門とが接近して居るからである。

(B) 直腸の淋毒も亦男子には稀で女子には随分澤山にある。

(C) 眼の淋毒は男女共に澤山にある。そして此症狀は頗ぶる恐る可きものがある。昔日は盡く盲目になつたといふ位であるから、今でも其治療を最初に怠ると盲目になることがある。

此眼病の主なる原因は母の陰部の淋毒が出産の時小兒の眼に附着して起るのが最も多く、次には小兒を扱ふ人の手に淋菌を持って居つて傳染せしむるか、器具、手拭等の媒介に依て傳染せしむるものである。

男子淋毒の治療法

療法に二つある(甲)は養生法にして(乙)は藥物治療である。

(甲)身體の安靜を要す。殊に絶對安靜を要するものは睪丸炎、攝膜腺炎、膀胱加答兒等の如き疼痛の甚しきものである。

通常の安靜とは總ての激動を謹むことで、かの乗馬、自轉車乘、舞踊、長時間の鐵道及電車等の動搖及長時間の歩行等である。

若し之等の養生を誤ると諸所に蔓延を促すのである。

睪丸炎に罹らぬ注意

(其一)

急性淋毒に罹りたる時は右の安靜法を守り直に睪丸帶又は日本(フンドシ)を用ひて睪丸を舉上す可し。睪丸炎にはなり易きが常であるから最初の淋毒は勿論、慢性淋毒と雖も總て激烈なる運動の場合には必らず睪丸帶を用意す可きである。

(其二) 性行の絶對禁止

急性症には最も性行を謹む可きものとす。然るに前に述べた通り俗説を信じ人に此毒を分てば輕快する抔と輕舉妄動してはならぬ。性行でなくとも疼痛の甚しき時刺戟物を飲食したり神經を興奮せしむると勃起し易く疼痛を増すを常とするから性行に依る刺戟が疼痛を加ふることは押して知るべし。

(其三) 入浴の禁止

入浴は粘膜に充血させ浴後に疼痛を加ふるが故に急性症には禁物である。

(其四) 飲食物の養生

香料、唐辛、ワサビ、シヨウガ、カラシ、梅干、味噌汁、鹽辛等鹽味の強き物、其他刺戟を起し易き脂肪に富んだる魚肉獸食を禁じ又は酒精を禁ず可し。但し慢性症には左程に嚴禁するには及ばぬが飲酒と性行の過度は嚴禁す可し、殊に注意す可きは。酒精の飲用にて絶對に禁ず可し、俗人は常にビールなら尿を増すから宜し

いと云ひ然かもアルコールを含み居ることを知りながら之を飲んだりして悩む者のあるは實に辛抱甲斐のなき馬鹿者といふ可きである。但し炭酸水、水菓子等は害はないが。時に多量に飲食して尿意を促して排尿を頻發せしめ其疼痛を加ふる事もあるので近來は之等の飲食物も適當に與ふる事を許るして居る。

但し膀胱加答兒には可成多量の無害飲料を與ふ可きである。之れ排尿の時膀胱内に水分を多量に遣れば疼痛を緩めるからである。

(其五) 便通に注意し可し

痛みのある所には必らず充血して痛みを強くするに違ひはないから、其充血を和らげるには果物や粗菜又は輕き下劑を取つて便通を促す可し。急性症には總て可成淡白なるものを與へ肉食又は油強きものを禁す可し

(其七) 局所の清潔法

衣片を不潔にせぬ爲に龜頭や尿道の周圍の汚れたるものには注意してガーゼ又は

脱脂綿を以て局所を被ひ膿を他に散亂せしめざる様にす可し、此際は五十倍の硼酸水を脱脂綿又はガーゼに浸して拭ひ又は同液を濕布として局所を被ふ事は最も望まじきものである。

更に淋毒に罹れる者の注意せねばならぬのは自己の手が局部に觸れたる時は直に洗滌して清潔にして置かぬと、知らず眼邊に其指尖が觸れたら最も危険なる淋毒性の眼病になるのである。

薬用治療法

之には内服薬と外用薬とがある、甲はサンタリー油、サンデル油、コッバイバルサム等である。當時は内服よりも種々の注射薬を有効なりとす。(乙)外用薬は澤山あるが素人の手にて行ふて良いものは急性のものには殆んどない。夫を強て行ふたら大層な誤りを起すから醫師に任す可きである。

慢性症には素人が醫師から教はつて唯前部尿道のみに注入するは妨げはない、然

る時は左に二三を掲げてある處方を以てゴム製又は硝子製のスポイドにて一回の注入量五、乃至一〇、〇を尿道の大小に依り其小なるものには五、瓦其大なるものには一〇、瓦を注入して五分乃至十五分間尿道口を外より指で押へて其部に浸み渉る迄薬液を保留す可し。又注入の際は餘り強く注入すると薬液が膿と共に後尿道に押し遣るから後部淋毒又は膀胱淋毒に變せしむる恐れがあるから注意す可きである。

故に急性症に素人の手を附けることは嚴禁である。素人は前に掲げた通り清潔法を爲し直に醫師の手を借る可きである。

慢性の淋毒

慢性の淋毒とは疼痛が去つても尿が汚がれて居つて長く癒へ切らぬのと尿は澄んで居ても顕微鏡の検査に依て膿球や淋菌を見るのをいふ。そこで其數は實に澤山にて百人中八〇人は必らず慢性淋毒の所有者なりと斷言することが出来る。之れ何人

も一度淋毒に罹りたるものが膿が止み疼痛が取れ尿も澄んで全く治癒せしものと思はしむるからである。其處で其全治を期するには時々顕微鏡検査を行ひ治療を繼續す可きである。

慢性淋毒にて尿道壁に潜在して居る毒素は更に新しき婦人に接するとか又は過激の労働をするとか酒精を多量に取るとか又は刺戟性の食物を取るとか或は他の病に罹り發熱するとかして尿道に刺戟を與ふることに依て再發し不定時に急性淋病となるものが多いのである。そして慢性淋毒の生涯全治に到らざるものゝ數も可なり多いのである。

故に慢性淋毒は急性淋毒を防ぎ免疫を爲すものと思ひ誤つてはならぬ、必らずや相手方に急性淋毒があれば直に急性に變ずるのは勿論潜伏して居る保菌が刺戟に依て俄に増殖していつでも急性となるのである。

(其一) 慢性淋毒の症状

男子の慢性淋毒の自覺症狀は様々である。痛みは餘りなく共朝起きて緑・白色の膿が尿道に附着して居ることもあれば、又尿口を膿で閉ざれて居ることもあり、又尿道には膿はなく乾て居て排尿したコップの中を見るに澤山な淋糸や溷濁せる尿を見ることあり、又唯排尿の時丈に疼痛を起すものもある。

(其二) 尿道 狹 窄 症

尿道の狹窄せるものは腹壁を壓迫すると下腹の疼痛を覺ゆることあり。又は多く下腹痛や痲痛が起り甚しき狹窄は尿道全部が非常に狹くなり排尿するに數十分を費すこともあれば全く尿が出なくなることもある。

(其三) 後部及攝護腺淋毒の容體

後部淋毒には攝護腺淋毒を起し易い。そして此場合には其部に鈍痛を覺へ癢痒を感ずるか又は精系又は睪丸にも鈍痛を覺ゆるものあり。尿道が腫れて刺す様に又やける様に感じ排尿時に殊に夫が甚しいのである。後部尿道炎と攝護腺炎とは後部か

ら前部尿道に引ツ張り寄せる様な痛みがある。そして尿意の頻數を促す事が排尿の前後にある。又便通時に肛門に壓迫を受くるが故に攝護腺にも膀胱にも不快の感覺を起すのである。

又原語でエヤクラチラン (Ejakulation) と申す痛み方は俄に攝護腺部に錐で刺す様な疼痛を發して叫び聲を擧げる位に其疼痛に堪へられぬ程の状態をいふ。若し之が房事の際にでもあつたら精液を漏らす事の出來ぬ痛さを感じしめらるのである。又他の容體としては此攝護腺炎には排尿の際精液を漏らす事がある。之れ則ち精系管に淋毒を傳染せしめ居る證據である。又大便の際に攝護腺液を漏らす事があるから患者自からは精液が出たものと間違へ顯微鏡に依て單純なる攝護腺液なることを確めることが出来る。

(其四) 慢性淋毒の機能障害

同衾 (Cohabitation) 及情慾 (Libido) が減退して陰萎、精液早漏等を屢々見るの

である。

概して生殖器に於ける變化と其續發症には機能的神經的障害を起し易く患者を悩ますを常とす。之を生殖器神經衰弱症と名づけ、其高度に進みたるものは精神病に陥るものもある。

(其五) 副睪炎の症状

其部に強度の腫脹が著るしく痛みが堪へない程起る。そして手を觸れても痛みに堪へられぬ。又副睪丸炎は必らず精系炎を併發するものである。

慢性症の豫後

急性症の事は前に述べた通りであるが慢性症は其治療法は其経過を長が引かしむるを常とす。之は患者が治療中飽きて全治迄の治療を受けさせないからである。唯恐るゝのは治療を怠り治癒せざる淋毒が諸關節炎に罹り、尿道狹窄を起し又種々の併發症に侵されたりする事である。

治療法

疼痛ある急性症には原發症及續發症、又は併發症等に拘らず安靜を第一とし第二は淡白なる滋養物を與へ便通を良くし、氷罨法又は冷水罨法等は素人にも行ひ得るのである。其他は一切醫師に委任す可きである。睪丸炎に對しても醫師に行く前に氷罨法を施し便通を促す可し。

慢性淋毒に對する藥液の處方

- (第一) (プロタルゴール Protalgot) 〇・五乃至一、〇蒸餾水二〇〇、〇を加へ液となし最初は〇・五液を以て注入し追々一、〇液を取り又徐々に増量して一、〇乃至二、〇に蒸餾水二〇〇、〇を加へたる液にて注入することを得。
- (第二) アルバルギン液 (Albargin) 〇・二乃至〇・五に水二〇〇、〇
- (第三) アルゲンタミン (Argentamin) 〇・〇四乃至〇・〇五水二〇〇、〇
- (第四) イヒチロール液 (Ichtyvol) 一、〇乃至四、〇蒸餾水二〇〇、〇

(第五) イヒタルガン (Ichthargan) 〇・一水二〇〇・〇

右諸液は個人個人に依て適不適があるから醫師の差圖に依て取捨交換す可し、
そして注入は一日二回乃至三四回に及ぶ可し。

軟性下疳

腫物の出来た局部の皮膚に觸れて見て其部に軟く感するので其名が起つたのである。併し昔日は皆梅毒として居つたのである。現代では其局部より浸出液を取つて染色して顯微鏡で検査する時は忽ち證明することが出来る。

軟性下疳は其局所と其近接の場所に毒を吸収されて横痃^{よこか}を發したり膿汁が睪丸及び其近部の股等に附着すると澤山に潰瘍面を作ることはあるが、決して血液中に其毒を及ぼすものではない。軟性下疳の病原は「ストレプト、バツチルレン」と申して此潰瘍の液の中に含まれてある。此菌は一八八九年にデウクレー (Ducrey) 氏が

膿細胞中に發見したものである。

傳染の部位と其潜伏期

此毒は局部の皮膚に入り込んだ後二日乃至三日にして起る。併し稀には尙ほ三日乃至四日以後に起るものもある。其起つた部位には小結節を爲しやがて膿を持つた腫物となり其縁は軟く速に深く入り其面積を廣め皮膚面を侵すのである。最初から一、二日後通常圓く長形の腫瘍となり其部に疼痛を覺へ其根底に膿を見せるのである。腫物の痂皮を取れば腫瘍を顯はし其邊緣に鋸の目の如くギザ／＼立つて見へる。そして膿を拭ひ取つて能く見る時は其底に到る迄不平均に角張つて居るのである。

女子の陰部は摩擦の際に粘膜及皮膚にスレ傷を起し易いので直に其處に毒を受けるのである。又男子に在ても其部が軟弱で皮膚を傷め易いから其處より毒を受け易い、即ち包皮、繫帶、冠狀溝、睪丸等が女子の陰部にある下疳に觸れると何處にでも發するのである。そして不潔にでもして置かうものならば其膿の附く處には遠慮

なくどんな處にも傳染するのである。

女子に在ては内陰部、外陰部、尿口、膣内、子宮口、肛門等に發するけれ共男子の如く組織内に喰ひ入らぬ、唯上皮丈に止まることが多い。併し稀には深く組織に喰ひ入るものもある、又肛門の如きは其部に龜裂を生じ疼痛甚しく且直腸に迄腫瘍を傳染せしむるのである。男女共陰部と接し易き場所から何處にでも擴がるのである。其外手指の媒介に依て口と言はず眼と言はず何處にでも其膿を附着すれば其毒を傳染さすのである。

混合下疳

混合下疳とは軟性下疳と硬性下疳とを同時に傳染する潰瘍の事を云ふ。そしてどうして混合性なる事が解るかといふに相手方の一方に若し梅毒に罹つて居たものがあつて其人に軟性下疳を發して居つたなら、其軟性下疳中に硬性の液を含むで居る

ので直に硬性と軟性との混合下疳となるのである。そして初期より軟性と硬性と混合した潰瘍面を呈し居るも後には全身症狀を顯はし發疹等が顯はれ全く判明するのである。

日本の如き梅毒の多い國には吾等一人の統計に依るも此混合性は十人中五六人に及んで居るのである。

軟性下疳及混合下疳の経過

軟性下疳にして唯一ヶ所に止まる潰瘍は速に退却せしむることが出来る。併し諸所に散亂して澤山に出來た軟性下疳は自から治療に日間が掛るのである。其輕度のものは二週間より三週間又は五六週間を要することあり。然るに混合下疳の如きは最初軟性部が治癒して居るにも拘らず周圍に硬結を残して治癒を遷延せしむるのである。

壞疽性及侵蝕性下疳

下疳の潰瘍面が其周圍に擴がり甚しきは壞疽に陥り陰部全體を大なる潰瘍に導き長いのは一年間も治療を要する實に恐る可き頑固なる潰瘍である。

診 斷

軟性は其潰瘍面が侵蝕性にしてギザ／＼した縁を持つて居て膿を澤山に出し不潔な創面を爲すので解かるのである。梅毒性潰瘍即ち硬性下疳との區別は梅毒は無痛であるのに一方には疼痛があるのと、數ヶ所に出来るのと侵蝕性であるのと、硬性の如く潰瘍の縁が硬結性でないので判別する。

豫 後

軟性下疳の豫後は多くは良性である。但し侵蝕の強き潰瘍は治療の長引くのに閉口するのである。更に混合性下疳が多いから單純なる下疳と直に見る事は出来ぬ、夫に壞疽の甚しきものは潰瘍面を何處迄も廣げ其腐敗が激烈となり全身の營養を害し生命をも危くする程の出血を起すことがあるから最も注意す可きである。

治 療 法

素人療法には沃度ホルム末と同じく其軟膏を用ゆ可し。又二十倍の硼酸水等で周圍の不潔面を拭ひ清めることも必要である。其他は醫師に任す可し。尿道口に下疳を生じたら沃度ホルム軟膏を紙ヨリを作つて夫に膏藥を塗て尿道に差し込む可し。横痃やバルトリン腺の化膿したるものには直に醫師の手術を受く可し。決して素人療治をしたり又は迷信的治療を以て遷延せしむ可らず。

硬性下疳即ち梅毒

梅毒の單簡なる歴史

歴史として傳ふる所では最初スペインの「コロンブス」氏が亞米利加を發見した時其團體の人々が梅毒に罹り夫を土産にして歐洲に持ち歸り此新病を蔓延せしめたのが原因といふて居る。そして夫が丁度一四九三年といふことである。最初此病がス

ペインに入り次て佛國に蔓延せしめ佛國のカル、八世が勇氣あるスペイン兵を率ひて伊國のネーブルを占領した時が一四九四年であつた。其時からスペイン兵が伊國に置き土産にして、夫から全歐洲に流行して止め度がなくなつたといふ。

此病の猛烈さといつたら實に恐く可きものにして傳染すると同時に全身の血液に喰い入るのである。初期には皮膚に無痛の腫物を發し別に氣に止める程でもないものが忽ち治療を最初に怠ると發疹して全身症狀となり重きは骨や肉や内臓や腦を侵し屢々死を免れざるに至るのがある。ネーブルに輸入して其翌年の半ば頃迄は學理が不明の爲め軟性も硬性も皆盡く梅毒として病の輕重を知らざりしものゝ如くであつた。

原 因

長い間此血管病の三種即ち淋毒、軟性下疳、硬性下疳の原因が不明であつた。然るに不完全ながらも十八世紀の頃ジョン・フンテル (John Hunter) 氏が三つの病

の滲出物を接種して豫防しやうと試みた。其後前世紀の始めにリコルド (Ricordi) 氏が試験を行ふたが淋毒と梅毒との區別が附かなかつた。然るに其最終一八七九年に漸くナイセル (Neisser) 氏が淋菌を發見して淋毒の原因を確めた。そして淋毒と梅毒との區別が判然になつた。其後多くの學者に就て二種の觀察が成立し、そして兩病が全く臨床には (臨床とは診察する時の總ての容體を云ふ) 全く別種となり、其傳染にも異つた處のあることを證明した。そして一八八九年には「デュクレイ」(Ducrey) が軟性潰瘍 (Ulcus molle) 即ち軟性下疳の特徴として其滲出液中にストレプト・バツチルスを見出した。又組織の中にウンナ氏が之を發見して軟性下疳は局所のみ限り梅毒は全身を侵すものたることを判然せしめた。其後ルスト・ガルトン (Lustgarten) 氏が結核菌に似たる梅毒菌「スヒロフェート」を見出したが稀にしか其局所からは見出し得ぬので重きに置かれぬ事になつた。然るに一九〇五年に至りシャンドイス (Schandis) 氏とホフマン (Hoffmann) 氏が共同診査に依て初

期に於ては局所及陰部の濕潤性の蓄疹^{パピル}、水脈腺、并に脾臓液(只一度丈)から梅毒菌スヒロヘーテ、バツチルス (Spirochete pallida) が原因なることを確認せしめた。今はワツセルマン氏の血液検査に依て診断して居る。

梅毒の一般経過

梅毒は慢性の傳染病にしてウイルヒョー氏は傳染性肉芽性結核の潰瘍に似たものといはれた。併し此病の全身症状として其初期に麻疹に似た發疹を見る。併し今日に於ては他の慢性の傳染病との區別としてリコールド氏の極めた全身症状を梅毒とし其第一期に於て局所に潰瘍を生じたる時を指し之を硬性下疳と稱し此期に起るのは其近傍に起る腺の腫脹即ち横痃。第二期を皮膚に蓄疹、とか膿疱疹の出来る時を云ふ、そして第三期とは神經、骨、内臓、腦等を侵す時をいふ。近時の學說では期を分たぬことになつて居る。

梅毒の潜伏期

は傳染して三週乃至四週間後に發することもあるが多くは六日乃至八日後に發するものと看做して居る。併し實驗上混合性のものは三日乃至四日目位に顯はれて來る。之に併發する淋巴管炎の潜伏期は潰瘍發生後六週乃至九週後に發するものとす。併し特別の例は極短いのもあれば極長いのもある。此第二の潜伏期に特別の症状を呈せずして経過するものには不快なる氣持を感じ頭痛がしたり食機の進まざることがあつたり、神經性の疼痛があつたり、諸關節にリョーマチス様の疼痛を起したりする。然し此病に高熱は稀である。

第二期症 の潜伏期は二年乃至四年間も掛ることがある。そして其経過は數週日又は數ヶ月にして種々の容體が去り自覺の上では此病が長く潜伏して居つたとは氣にも留めて居らぬ位の経過を取ることがある。

再發を繰り返す期間と其潜伏の期間も全く不規則にして人々に依て大差がある。稀には發疹を以て第二期症と認むることもある。又比較的稀に見るのは第二期症

が此病の傳染して後五年乃至十年後に發するものもある。

二期に發する疹の徴候が他の發疹症と異なるのは全身の皮膚粘膜に生じた疹が治癒した後癍痕を残していつ迄も充血して目に立つのである。併し此色素の残りたるものも治療の上で比較的速に消散せしむることが出来る。但し日本人は歐洲人の皮膚の如く白くなく黄色なる爲めでもあらうか蕾疹と稱してかの癍疹の様な小き發疹は稀である。そして(バーベル)と稱する大きな膿疱疹とか又はコンヂローマと稱する發疹は口内及肛門陰部等に漏れなく發することはいづれの人種にも異りはない。

梅毒の傳染と免疫と再發

梅毒に傳染の仕方が二つある

(甲) は直接に人から人に傳染すること、器具其他から間接に傳染するもの。

(乙) は父親の精蟲が母體に入り其卵の中から梅毒を有する胎兒となり遺傳兒となりて生れ又其遺傳兒が毒の儘成人したるものを遺傳梅毒と云ふ。

(免疫) とは(ワクチン)を作り免疫せしむる豫防を企てた者もあるが今日には未だ充分の成績を擧げて居ない。併し梅毒の全く治癒せざる人に硬性下疳を接種しても硬性の潰瘍は生せぬのである。

遺傳梅毒と遺傳の潜伏期

遺傳梅毒は兩親の梅毒を子宮内の子供に傳染するものをいふ。學理を述ぶる時は非常に長くなるから省く事にする。唯此處に今日迄其學理の明白ならざるものを一言して置く、父親の有毒なる精蟲が母體に入込んで其子が梅毒に侵されることは明瞭なる事實なるに母の胎盤から養はれ然かも其胎兒は母の血液にて成育して居ながら子供から梅毒を母親は受けぬ不思議の現象があるが其原因は未だ不明である。

胎兒に傳染したるものは往々其毒の強いものは流産することが多い。若し生れる時は其潜伏期は一二日乃至四ヶ月にも涉り發することがあり。此遺傳兒が生後直に盲目となつて居るものはないが少なく共生後壹年にして失明するものがある。斯く

潜伏期が長いので乳母が乳兒から梅毒を傳染させられて始めて遺傳兒なりしと鑑定の附く事がある。けれ共兩親が自分等の梅毒であつた事を包んで居つた場合には其無智識の爲に其傳染の理由を知らず乳母が抗議を持出さずに終ることがある。歐洲では前に述べたる通り八釜しい問題となる。

遺傳梅毒の症狀

第一に顯はるゝのは鼻に膿及血を混して鼻液と浸出液を出す、其強度のものは龜裂を鼻腔に見たり(タッレ)を見たり鼻梁骨が缺損して居て、例の鞍鼻と稱する鼻の中程の凹んだのが夫である。又龜裂が口内にも内頬や口唇に顯はれる。其他肛門や陰部に扁平(コンデローマ)と云ふデク／＼汁の出る鶏冠さかさかの様に見へる腫物を發する。

梅毒性の發疹に鱗屑疹と稱するのがある、其發疹は手の裡、足の裡に白い粉の吹た様にかさ／＼に乾いて皮の剝はがれて來るものもある。

又梅毒性天疱瘡と稱して大きな水泡を皮膚に發する事がある。

遺傳梅毒の豫後 は其重きは死ぬものゝあることは論を要せぬが適當の治療に依て助かるものゝ方が多い。併し全治に到らず成人しても幾度か毒が顯はれ随分長く悩む者も多い。兎に角梅毒の慘狀は自己に梅毒を持つて居ることを知つて結婚し其妻を悩まし其子を悩まし家庭を苦しめ國家を害するのである。

局所の治療 は其局部は沃度ホルムとかアイロールとかの粉末を素人は用ゆることは出来るが其他は醫師に委任す可きである。

全身治療 としては水銀劑及沃度劑并にカスピス、六〇六號等の混合治療であるがいづれも醫師に就て治療を受くるの外はない。

昭和貳年四月廿八日印刷
昭和貳年五月一日發行

定價金參拾錢

著者 加治時次郎

發行者 榊原龍之輔

印刷者 岡千代彥

印刷所 自由活版所

東京市芝區新櫻田町十九番地

發行所

京橋區木挽町六丁目十番地
電話銀座一七一〇番
振替口座東京二八三七一番

生活社

313
423

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and mostly illegible due to fading and ghosting. Some characters are visible, including what appears to be a date or time reference like "五月廿一日" (May 21st) and other vertical columns of text.

終

